

日本の律令国家の「賓礼」

——外交儀礼より見た天皇と太政官——

田 島 公

【要約】 本稿では、日本の律令国家の権力構成や外交権の所在を検討する一素材として、「賓礼」のあり方を考察の対象とした。それは、唐を中心とした「東アジア世界」では、平和時の対外交渉として「賓礼」がかなり重要な役割を果しており、「賓礼」のあり方に支配者層の対外交渉へのかかわり方や各国間の対外関係が象徴的に示されるからである。まず、基調となった唐の外交儀礼や国書について検討した後、それを継受した日本の律令国家が行った「賓礼」とは具体的に如何なる行事・儀式かを示した。そして、行われた「賓礼」の各行事・儀式をその主権のあり方に注目して検討した結果、九世紀初め迄は、唐の制度に準拠し天皇がその主要行事・儀式を主体的に行っているのに対して、九世紀前期～中期を境にそれ以降は「賓礼」への天皇の関与が後退する一方、太政官による代行・関与の増大が顕著になることが認められた。かかる九世紀における傾向は「王事」たる遣使のあり方や発遣・帰朝の儀式にもみられ、日本の律令国家の権力構成や外交権の所在を考える上で注目すべきことである。

史林 六八巻三号 一九八五年五月

はじめに

天皇を頂点として太政官を国政の中枢機関とする中央集権的支配機構を備えた日本の律令国家は、七世紀末から八世紀初めに成立し、少くとも十世紀初めまでは存続していたと言われている。この間、東アジアにおいては漸く動乱も鎮まり、唐を中心とした「東アジア世界」が再編成された。支配体制を確立した唐・新羅・渤海に日本を加えた四国の間では、

「東アジア世界」の国際秩序や国際ルールの枠内で、支配者層に独占された比較的穏やかな型の交通が行われた。それは九世紀中頃から崩れ始め、変質するが、一応、唐・新羅・渤海が減びる十世紀初めまで続いた。

日本の律令国家の対外交渉については戦前から多くの研究がある。戦後では一九六二年頃にあいついで発表された西嶋定生^①・石母田正両氏の研究が、東アジアにおける日本の律令国家の対外交渉の枠組を考える上で大変大きな影響を与えた。それ以来現在に至る約二十年間の研究史については省略するが、近年では日本史の側からの研究は一時に比べると一息ついた感もある。戦前からの膨大な研究蓄積のもと、基礎的な事実を殆ど紹介・整理され、新しい研究や議論の余地は最早存在しないかのように思われる。

しかし、今再びこの約二十年間の研究動向を振り返ってみると、国際関係における「礼」の秩序が強調されていながら、意外なことに、来朝する使者に対して日本の律令国家が行う恒例の迎接・外交儀礼の実態やそれらの行事を主催し執り行うことの意義が研究対象として、注目されてこなかったことに気付く。^②

中国を中心とした前近代の東アジアの公的な対外交渉において、外交儀礼は「賓礼」と呼ばれた。特に、支配者層が交通を独占していた時代では、近代の外交とは異なり、「賓礼」が平和時の対外交渉で大変重要な地位を占め、時として「賓礼」の中に支配者層の対外交渉へのかかわり方や相手国との対外関係が象徴されることもあった。

本稿ではかかる意味を有する外交儀礼、「賓礼」を検討材料に取り上げる。まず、継受した唐の外交儀礼や国書のあり方を示した後、日本の律令国家の「賓礼」とは一体何かを検討する。次に、それらの各儀式・行事の主権のあり方に注目し、その実態と変化を解明する。そして最後にそれらに象徴される日本の律令国家の権力構成や外交権の所在を繞る問題にも言及することにする。

① 西嶋定生「六一八世紀の東アジア」(『岩波 日本歴史 古代2』 一九六二年 四月号)、「天皇と『諸蕃』」(『法学志林』六〇―三・四 一九六三年)。

② 石母田正「古代史概説」(『岩波 講座 日本歴史 原始及び古代1』 一九六二年) ③ 研究史を扱ったものとしては、例えば、菊池英夫「総説——研究史

的回顧と展望——」（唐代史研究会編『隋唐帝国と東アジア世界』

一九七九年）がある。

④ 註①西嶋前掲論文。

⑤ 外交儀礼（賓礼）の主な研究としては、鍋田一「古代の賓礼をめぐ

第一章 唐と日本の律令国家の「賓礼」

第一節 唐の外交儀礼と国書

中国を中心とした「東アジア世界」の外交では、秦漢帝国成立以来、中国と交通する周辺諸国家・諸民族は中国の天子の徳を慕って入貢したものと看做された。冊封された外蕃や「不臣の外臣」として入朝する国の首長や使者は、中国の皇帝に臣礼をとることを要求され、それに対応せざるを得なかった^①。また国家間で取り交される国書には漢字が用いられ書式も定っており、首長・使者に対する迎接・外交儀礼には一定のルールがあった。それらの基調となっていたのが中国の伝統的な迎接のあり方であり、「礼」の思想であった^②。当該の時代について言えば、唐を中心とした国際的な秩序・中国の伝統的な外交のあり方に規制され、影響をうけて、各国の支配者層の間で交通が行われた。日本の律令国家も唐を模倣しつつ、「諸蕃」や「夷狄」に対して小帝国として振舞おうとした^③。従って、日本の律令国家の「賓礼」の実態を検討する前に、本節では日本の律令国家が継受した唐の外交儀礼や国書のあり方について考察する。

来朝する国王や使者に対する唐の外交儀礼については『大唐開元礼』^④（以下『開元礼』と略す）に規定があり、卷七九・八〇には「賓礼」が規定されている。以下、その項目ごとに儀式の内容を簡単に示す（番号に続けて示すのは各巻頭の項目で、括弧内に示したのは各儀式次第の前に掲げられた項目である）^⑤。

（一）蕃國主來朝以東帛迎勞、（蕃主來朝遣使迎勞、

つて」（『柴田貫先生日本文化史論叢』一九七六年）・「六・七世紀の『賓礼』に関する覚え書——『日本書紀』の記載について——」（『律令制の諸問題』堀川政次郎博士米沢記念論集、一九八四年）があるにすぎず、律令国家の「賓礼」の研究はあまり進展していない。

(一)の迎勞では、まず蕃国主や蕃国使の滞在する客館に皇帝が使を派遣して束帛を授け、蕃国側はその使に「土物」をもって償いる。次に鴻臚寺の官人が蕃国主(使)を「迎引」して「朝堂」に詣でると、「舍人」が「承勅」して「宣勞」する。終わると蕃国主(使)は客館に戻る。

(二) 遣使戒蕃主見日、(皇帝遣使戒蕃主見日)

次の(二)戒見日は、皇帝が客館に使を派遣して蕃国主(使)に引見する日を伝える儀式である。以上の(一)・(二)の儀式が行われる会場は客館や「朝堂」であり、そこへの皇帝の臨御はなく、派遣された使や「舍人」によって皇帝の命が伝達される点に特徴がある。「賓礼」全体の行事の中では、まだそれほど重要な儀式とは言えない。

(三) 蕃主奉見、(奉辭 禮問) (蕃主奉見、奉辭 禮問) (三) 受蕃國使表及幣、(皇帝受蕃使表及幣、其勞及戒見 日亦如上儀)

(三)奉見・(三)受表幣では、蕃国主・諸官や蕃国使が承天門外に至った後に皇帝が臨御する。そして(三)の場合は皇帝が蕃国主を労問する。(三)の場合は蕃国使が国書を奉じ、中書侍郎がそれを受けて皇帝に奏上する。同時に献物も貢上され、その後、蕃国使に対して問答や慰勞が行われる。

(四) 皇帝宴蕃國主、(皇帝宴蕃國主) (四) 皇帝宴蕃國使、(皇帝宴蕃國使)

(四)・(四)の宴会では、蕃国主や蕃国使を宮城内に招き、皇帝が臨御して酒食のもてなしを行うが、特に(四)の場合はこの時に蕃国主側から献物の貢上が行われる。

そして、「賓礼」としては他に帰国時の挨拶である奉辭があるが、『開元礼』では(四)奉辭は(三)奉見と儀式次第が同じであるため省略されている。^⑧

以上、『開元礼』の「賓礼」に規定された儀式を略述したが、儀式内容よりみると(三)・(四)の儀式がその中でも主要な儀式と言える。これら主要儀式で注目すべきことは、皇帝が自ら蕃国主や蕃国使と会見し、皇帝の臨御のもとに国書や献物の進上と受納が行われることであり、かかる儀式次第は「賓礼」全体の中で重要な意味を持つと思われる。

これらに加え、『開元礼』では、「賓礼」ではなく「嘉礼」に含まれるが、元日・冬至の朝会に蕃国主(使)が参加する儀も外交儀礼の一部であると認められよう。この儀に参列した蕃国主(使)は、唐の官人らに交じり皇帝に拝賀するとともに、「諸蕃貢物」を進める。唐の周辺諸国家・諸民族は、屢々これらの朝会に参加できるように入朝しており、この儀は蕃国主(使)が元日や冬至を挟んで都に滞在する場合に外交儀礼として重要な役割を果たしたと思われる。

さて、以上の外交儀礼のうち、中心的行事となる(三)・(三)以下の儀式に皇帝が臨御していたことは『開元礼』の記述より判るが、それらの儀式が行われた会場の規定やその実態は『開元礼』からは不明である。従って、次にこの点について検討する。

『大唐六典』(以下『六典』と略す)巻七の記載によれば、宮城(太極宮)に関して、

若_三元正冬至大陳設、燕會、赦過宥罪、除舊布新、受_三萬國之朝貢・四夷之賓客、則御_三承天門_一以聽_レ政、

蓋古之外朝也、

とある。また、高宗以降の王宮となる大明宮では、同じく同書に、

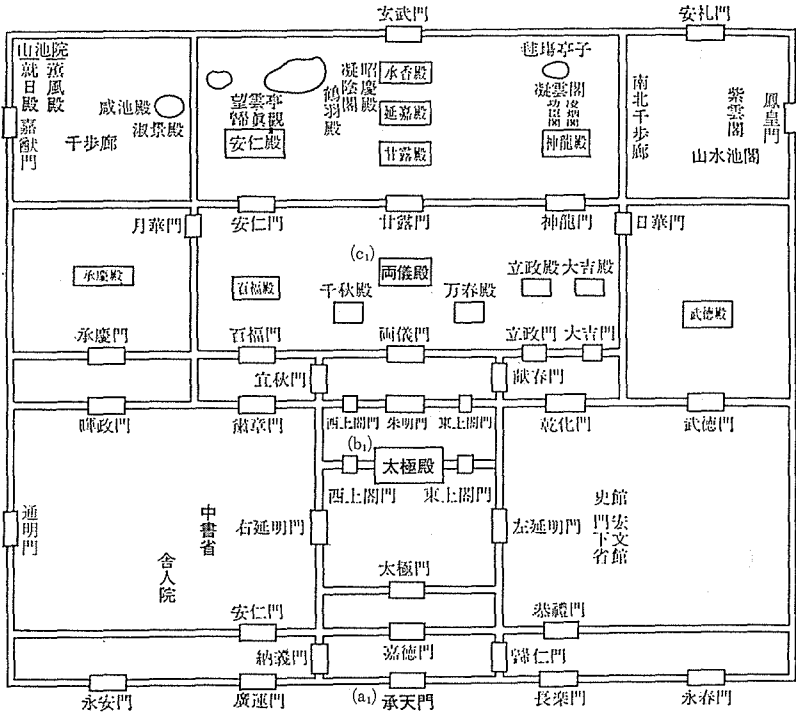
丹鳳門内正殿、曰_三含元殿、

(中略)今元正冬至至於_レ此聽_レ朝也、

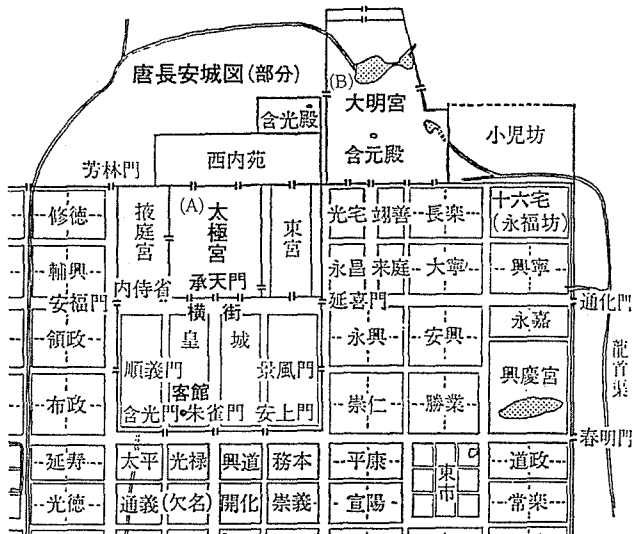
とみえる。

唐長安城の太極宮や大明宮の構造は第1図の如くであるが、『六典』の規定より、「受_三萬國之朝貢・四夷之賓客_一」儀や蕃国主(使)が参列する元正・冬至の朝会では、皇帝は中国の伝統的都城構造である「三朝」制のうち「外朝」の正殿に相当する(a₁)承天門・(a₂)含元殿に出御することになっていた。

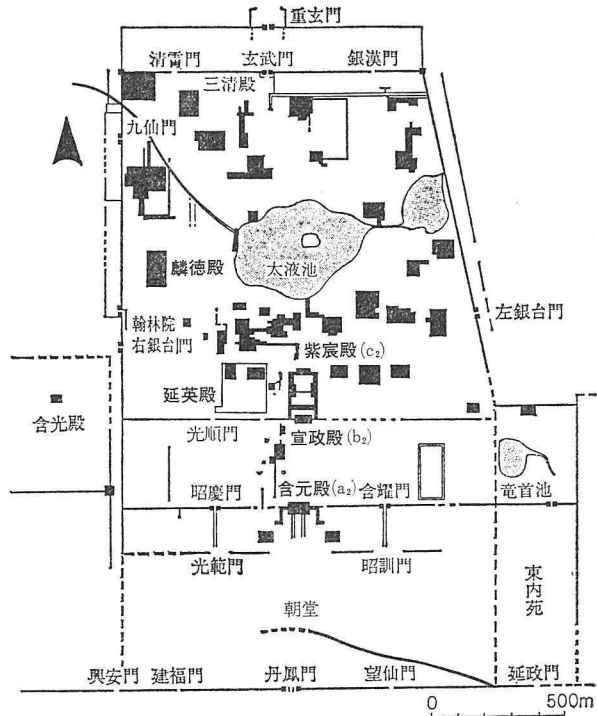
一方、唐代の外交儀礼の実態を、『冊府元龜』外臣部を中心に、その会場や皇帝の出御の有無に注目し整理したのが第1表である。それによると、外交儀礼のうち中心的な行事である引見(奉見・受表幣)・辞見(奉辞)・受朝(蕃国主や蕃



(A) 太極宮圖



国使が参列する元日・冬至の朝会・宴会は、大体、乾元二年(七五九)までは、『六典』に言う「古之(a)外朝、(b)中朝、(c)内朝」にそれぞれ相当する(a₁)承天門・(a₂)含元殿、(b₁)太極殿・(b₂)宣政殿、(c₁)兩儀殿・(c₂)紫宸殿、に皇帝が臨御して行われている。また、上元元年(七六〇)から大曆十三年(七七八)までは延英殿を中心に、それ以降会昌二年(八四二)までは麟徳殿を中心し、皇帝が臨御して引見・辞見・受朝・宴会が行われていることが判る。延英殿・麟徳殿は第1図(B)の如く、大明宮では先の(a₂)含元殿・(b₂)宣政殿・(c₂)紫宸殿の三殿舎より奥にあり、延英殿・麟徳殿も同じく言わば「皇帝の空間」に属



(B) 大明宮 図

第1図 唐長安城太極宮と大明宮

[西嶋定生編『日中合同シンポジウム 奈良・平安の古代宮都の世界 都と長安』(1983年)より引用、一部加筆。]

第1表 唐代における外交儀礼の会場と行事

『冊府元龜』外臣部を中心として

712	708	703	702	660	646	642	619	618	西 曆	
太極 1	景龍 2	" 3	長安 2	顯慶 5	" 20	貞觀 16	" 2	武德 1	年号	
									鴻臚寺 (禮賓 院・唐 寺)	
									中書省	
○ (安福門) [和]							□ (長樂門) [褒]		諸 門	
	△ [褒]			△ (則天門 朝堂) [資・書紀]					承天門 含元殿 (則天 閣門 朝堂)	
								○ [褒・旧]	太極殿 宣政殿 (前殿)	
	○ (4) [褒]				○ [旧]	○ [褒]			兩儀殿 紫宸殿 (内殿)	
									延英殿	
		○ [旧・会]	○ [旧]						大明宮 麟德殿 (三殿)	
809	808	802	801	795	794	793	791	790	789	西 曆
" 4	元 和 3	" 18	" 17	" 11	" 10	" 9	" 7	" 6	貞 元 5	年号
	■ [褒]			■ [褒]				■ [褒]	■ [褒]	鴻臚寺
										中書省
							△ (延喜門) [旧]			諸 門
		△ [後紀]								含元殿
			▲ [後紀]							宣政殿
										紫宸殿
										延英殿
△ [褒]	△ [会]		○ [後紀]	△ [旧]	△ [褒・会]	△ [旧・会]				麟德殿 (三殿)

日本の律令国家の「賓礼」（田島）

756	752	736	734	733	730	727	724	719	717	714	713
至徳 1	大宝 11	" 24	" 22	" 21	" 18	" 15	" 12	" 7	" 5	" 2	開元 1
▼ 〔盟・旧〕									◆ 〔朝〕		
● 〔盟・旧〕									● 〔褒〕		
					○ (丹鳳楼) 〔旧〕			○ (丹鳳楼) 〔褒〕			
	△ 〔統紀〕						○ (朝堂) 〔褒〕			┌△ (2) 〔朝・盟・会〕	△ (3) 〔朝〕
○ 〔旧・会〕				△ 〔旧〕							
		○ 〔褒〕	○ 〔褒〕	○ (4) 〔褒〕		○ 〔互・旧〕		○ 〔褒〕		○ 〔盟・会〕	
											○ 〔通〕
822	821	820	819	818	816	814	813	812	811	810	
" 2	長慶 1	" 15	" 14	" 13	" 11	" 9	" 8	" 7	" 6	" 5	
	■ ◆ (2) 〔褒・和・会〕										
● 〔褒〕	● 〔褒〕	▼ 〔通〕		● 〔褒・会〕			● 〔旧〕	▼ 〔褒〕		▼ 〔通・会〕	
				△ 〔会〕							
△ ◎ (4) 〔褒〕	△ 〔和・会〕	△ ◎ (2) (4) 〔褒〕	△ ◎ 〔褒〕	△ 〔褒〕	△ △ 〔会〕	△ 〔褒〕	△ ○ 〔褒・旧〕	○ (2) 〔褒〕	△ 〔褒〕		

773	771	769	768	767	766	765	762	760	759	758
"	"	"	"	"	大曆 1	永泰 1	宝応 1	上元 1	"	乾元 1
8	6	4	3	▼ ● [盟・喪]	▼ [盟]	▼				
					● [通]			● [通]		
△(3) (右銀台門) [朝]										△ [朝・旧]
					△ [通]		△ [旧]			△ [和]
		○ [喪]	○ [喪]		○ [喪]		△ [喪・旧]		○ (4) [喪・旧]	○ (4) [喪・旧]
△(2) [朝]							○ △ (2) [喪・旧・会]	△ (6) [喪・朝・旧]		
	○ [喪]								○ [喪]	
843	842	841	840	839	838	837	834	833	832	828
"	"	会昌 1	"	"	"	開成 2	"	"	"	"
3	2		5	4	3		8	7	6	2
	■ [会]							■ [喪]		
⊙ [備]										
	△ △ [喪・会]	△ [喪]	△ [喪・会]	△ (2) [喪・会]	△ [喪]	⊙ [喪]	△ [喪]	△ (2) △ (2) [喪]	△ △ (2) [喪]	⊙ (3) [喪]
										△ (3) [喪]

(凡 例)

その他	書紀	旧日本書紀	統紀	統日本紀	後紀	日本後紀	外臣部	盟	盟誓	互	互市	封	封冊	資納	資治通鑑
							『冊府元龜』	喪	喪異	和	和親	通	通好	朝	朝貢

○出典略号

788	787	783 ?	778	774
" 4	貞元 3	建中末	" 13	" 9
	▽ [盟]			
△ (延喜門) [和]		▽ (延平門) [盟・会・旧]		△ (銀合門) [朝]
△ [和]			▲ [統紀]	
				○ [喪]
			△ [統紀]	△ (3) [納・朝]
△ ○ [和・喪]	△ [会]		○ [統紀]	

すると言える。従って、上元元年以降も外交儀礼の会場や主催の面においてそれ以前と根本的な相違はなく、皇帝の臨御のもとに行われていた点には変化がない。これに対して、皇帝が臨御しないことが確実に判る外交儀礼をみると、「古之三朝」に相当する殿舎・延英殿・麟徳殿で行われた事例は僅少であり、その多くは中書省や王宮外で行われ、それも皇帝の命をうけてという記載のある場合が多い^⑩。以上の検討より、史料にみえず唐が衰退してゆく期間でもある咸通二年（八

◇	▽	□	⊙	○	△	記号
宣慰・宣示・安置	会盟・盟誓・議事	弔慰	引見や辞見等と宴会	宴会	引見・辞見・見・受朝	行事・儀礼

○行事・儀礼略号

(黒塗の記号は、その会場に皇帝が臨御しなかったと思われる行事・儀礼)

その他
 ・()の数字はその行事・儀礼が行われた頻度を示す(二回以上の場合)。
 ・「」の記号は、太極宮の三殿舎(承天門・太極殿・兩儀殿)の最後の使用例を示す。

860	849	846
咸通 1	大中 3	" 6
	△ (延喜楼) [旧・会]	
		△ [喪]
△ [喪]		
		△ [喪]

六一)以降の傾向は不明だが、それ以前の唐朝における外交儀礼は、儀式の規定・実態の両面から言って、その主催者は皇帝であり、主要儀式の会場は太極宮や大明宮内の言わば「皇帝の空間」であると看做せよう。

外交儀礼の最後には外国使節に対して国書・信物が付与されるが、外交儀礼とともに当該時代の「東アジア世界」の外交ルールの一つを形成していた唐代の国書の書式・発給手続について次に検討する。

唐代の外交文書である国書の書式・発給手続等が規定されていた唐公式令は完存していない。皇帝の命令や意志を伝える制勅に関して、『唐令拾遺』^④にみえる唐公式令制書式の復元案の冒頭の文言は「門下、云々」とある。しかし、『文苑英華』^⑤等に収載されている実際に発給された国書の冒頭の文言とは一致せず、制書式からは外国に対して出された国書の書式・発給手続を考えることはできない。

唐代の国書についての先学の研究によれば、唐代の国際文書の冒頭の文言は「皇帝敬問」・「皇帝問」・「勅」の三種に限られ^⑥、相手国の表記には、相手の諱を記したものと・相手の地位を示す称号のみを記して諱を記さないものと・唐の冊した称号とともに諱を記したものの、三種あると言う^⑦。また、外国に宛てた国書の種類としては、外国王を冊立する冊書、外国王を慰撫する慰勞制書、皇帝の意志を外国王など個人に伝える論事勅書、外国王を弔う弔・祭文書、などがある^⑧。これらは「璽書」と呼ばれたが、それはこれらの文書が函に納められて封印される際に天子の璽印が用いられるからである^⑨。そして「璽書」の一つである慰勞制書の復元された書式・発給手続には門下省は関与していないと言う^⑩。また、既述の如く、受納の場合に皇帝の前で国書を受け取っているのは中書侍郎であるから、結局のところ唐代の国書の受納・発給の手続に貴族層の牙城と言われる門下省が制度的に関与していない可能性が強い。

以上を纏めると、唐の外交儀礼は皇帝の主権であり、その主要儀式は皇帝の臨御のもとに行われた。また国書の受納・発給の手続にも皇帝が主体的に関与し、門下省の制度上の関与は認められない。

第二節 『続日本紀』にみえる「賓礼」

古代日本の「賓礼」の継受・導入については、『江都集礼』に規定されていたと思われる「賓礼」が、既に推古朝で採用されたという指摘もある。^②しかし、中国の伝統的な迎接方式である「賓礼」を完全に導入し得たのは、中国的な都城制や官僚制が整備された律令国家の完成以降であろう。以下、中国の律令法や「礼」の思想を導入して完成した日本の律令国家の外交儀礼について考察するが、本節では、まず、日本の律令国家や支配者層が如何なる儀式・行事を「賓礼」と看做していたのかを検討することにする。

『続日本紀』(以下『続紀』と略す)以降の正史等から知られるところでは、来着した外国使節は大宰府や沿海諸国で「安置・供給」され、入京を許されると迎使に付添われて送迎される。入京に際しては郊勞が行われ、使者は客館に落ち着く。客館での慰勞の行事の後、正月を挟んで滞在すると、元日朝賀の儀を始めとする正月の年中行事に加わる。その後、使者にとって最も重要な任務である国書(王言)の奏上や信物(調物)の貢上が行われる。次に、宴会が催されて酒食のもてなしとともに授位・賜祿等が行われる。そして、帰国に際しては国書・答信物が使者に付与され、使者はそれを持って帰路につく。以上のような手厚い迎接の過程・行事を日本の律令国家とその支配者層が「賓礼」と看做していたことは、律令国家の「賓礼」のもととなった唐礼のそれから想定されるだけではなく、『続紀』にみえる「賓礼」の用例からも窺える。以下、「賓礼」の各行事が判るように、その用例と関連記事を煩を厭わず示すことにする。

(1) 宝亀元年三月丁卯条^(四日)

初問^ニ新羅使來由^ニ之日、金初正等言、在唐大使藤原河清・學生朝衡等、属宿衛王子金隱居歸郷、附書送^ニ於郷親、是以、國王差^ニ初正等、令^レ送^ニ河清等書、又因^ニ使次、便貢^ニ土毛、又問、新羅貢^レ調、其來久矣、改稱^ニ土毛、其義安在、對言、便以^ニ附貢、故不^レ稱^レ調、至^レ是、遣^ニ左大史外從五位下堅部使主人主、宣^ニ告初正等^ニ曰、前使貞卷歸國之日、所^レ仰之政、曾無^ニ申報、今亦徒持^ニ私

事參來、所以、此度不預賓禮、自今以後、宜如前仰、令可申事人入朝上者、待之如常、宜以此狀告汝國王知、但進唐國消息并在唐我使藤原朝臣河清等書、嘉其勤勞、仰大宰府安置獎勵、宜知之、賜國王祿緡廿五疋・絲一百綯・綿二百五十屯、大使金初正已下各有差、(後略)

(十二日)

(十九日)

前年の十一月丙子に在唐大使藤原河清等の書状を持って来朝した新羅使は、十二月癸丑に来朝理由を尋問される。その時の勘問記録をもとに律令政府はその処遇を決め左大史堅部人主を大宰府に派遣してそれを新羅使に伝えた。示された内容は、新羅が従来は「調」と称していたものを改めて「土毛」と称し、「私事」に事寄せて来朝したので、「此度不預賓禮」であり、新羅使の入京は許さず、大宰府より帰国させる。但し「進唐國消息并在唐我使藤原朝臣河清等書、嘉其勤勞」という理由で、大宰府での「安置」の他に、通例では宮内で行う「饗賜」や新羅王や大使以下の使人への賜禄を命じている。以上より、ここに言う「賓禮」とは入京させ恒例の迎接を行うことであり、「但」以下の特別措置の記述を大宰府から単に放還する場合と比較すると、通常の「賓禮」には宮都での宴会、国王への答信物、使者への賜禄がその一部に含まれることが知られる。

(2) 宝龜三年二月己卯条
(二十八日)

賜渤海王書云、天皇敬問高麗國王、(中略)今省來書、頓改交道、日下不注官品姓名、書尾虛陳天孫僭号、遠度王意豈有是乎、近慮事勢疑似錯誤、故仰有司、停其賓禮、但使人萬福等、深悔前答、代王申謝、朕矜遠來、聽其俊改、王悉此意、永念良圖、又高氏之世、兵乱無休、爲假朝威、彼稱兄弟、方今大氏曾無事、故妄稱舅甥、於禮失矣、後歲之使、不可更然、若能改往自新、塞乃繼好無窮耳、春景漸和、想王佳也、今因廻使、指此示懷、并贈物如別、

(二十九日)

これは翌庚辰に帰国の途についた渤海使に授けられた国書の内容である。それによると、渤海使が持参した国書の無礼な記述や書式の不備を理由に「仰有司、停其賓禮」という決定をしたが、大使が「深悔前答、代王申謝」したので「矜遠來聽其俊改」し、今後はそのようなことがないようにせよと命じている。この時の渤海使への対応は以下の如

くである。前年六月壬午に渤海使を乗せた船が出羽国賊地野代湊に着いたので「於_二常陸國_一安置供給」した。十月丙寅に大使以下四十人を「令_レ會_二賀正_一」ことが決定され、使者の一行は十二月癸酉に入京した。正月壬午朔には天皇が大極殿に出御し朝賀を受けるが、渤海使も文武百官や陸奥出羽の蝦夷に交じり「依_レ儀拜賀」する。甲申には「天皇臨軒」のもとに「貢_二方物_一」儀が行われ、渤海使は表函(国書)・国信物を貢上し、それらは一旦は受納されたい。しかし、ほどなく大使は「渤海王表無礼」を「責問」されたいらしく、丁酉には遂に国書が渤海使に返却された。予定されていたらしい宴会は行われず、三日後の庚子には国信物も返却された。これに対して渤海使側は、丙午に大使らが「改_二修表文_一代_レ王申謝」し、一旦は返却された国書が漸く受納された。そして、国書受納後の使者への宴会は翌二月癸丑に「朝堂」で行われた。この日渤海使は、酒食のもてなしを受けるとともに恒例の授位・賜禄を受けて、国王への答信物も付与された。以上の一連の外交過程より、付与された国書にみえる「仰_二有司_一」で停止した「賓礼」には、国書・信物の受納、宴会、授位・賜禄を行うこと、返礼となる国書・答信物の付与が含まれることが知られる。

(3) 宝亀十一年二月庚戌条^(十五)

(前略)新羅使還_レ蕃、賜_二璽書_一曰、天皇敬問_二新羅國王_一、(中略)王自_二遠祖_一、恒守_二海服_一、上_レ表貢調、其來尙矣、日者臨_二遠蕃禮_一、積_レ歲不_レ朝、雖_レ有_二輕使_一、而無_二表奏_一、由_二是泰廉選日_一、已具_二約束_一、貞卷來時、更加_二諭告_一、其後類使曾_二不_レ承行_一、今此_二關濠猶陳_一口奏、理_レ演_二依_レ例_一、從_二境放還_一、但_レ送_二三狩等_一來、事_レ既_レ不_レ輕、故_レ修_二賓礼_一、以_レ答_二來意_一、王_レ宜_レ察_二之_一、後使必_レ須_レ令_レ賀_二表函_一、以_レ礼進退、今_レ勅_二筑紫府及對馬等_一成、不_レ將_二表使_一莫_レ令_レ入境、宜_レ知之、春景韶和、想_二王佳也_一、今_レ因_二還使_一附_二答信物_一、遣書指_二不_レ多及_一、

この新羅王に宛てた「璽書」によると、今回の新羅使は本来ならば例によって大宰府から放還すべきであるが、遣唐判官海上三狩を送る功により「修_二賓礼_一」と言っている。この時の外交過程は、まず、来朝した新羅使に対し、前年十月乙巳に「研_二問來朝之由_一、并_レ責_二表函_一、如有_レ表者、准_二渤海蕃例_一、寫_二案進上_一」し「所_レ有_二消息_一、驛傳奏上」するように大宰府に勅が下される。同月癸丑には唐使五人と新羅使一行の入京が許される。そして正月己巳に天皇が大極殿に出御し受朝す

るが、新羅使は唐使とともに「依レ儀拜賀」した。辛未には「獻_(五)方物_(七)」儀に際し、新羅使は「新羅國王言」を奏した。この辛未と癸酉には新羅使は唐使とともに宴会に預かり賜禄を受けた。その間の壬申には授位と「當色并履」の賜与が行われ、壬午には「射及踏歌」に新羅使も加わった。_(十六)

以上の外交過程と引用した「璽書」の内容より、ここに言う「賓礼」とは「從_(六)境放還」するのではなく、入京を許し、元日朝賀の儀など正月の年中行事に参加させること、「貢_(七)調物」儀や宴会を行い、授位・賜禄の他に国書・答信物を使者に付与すること、がその意味するところと言える。

また、『統紀』天平宝字四年九月癸卯条の新羅使金貞卷に告げた記事には「使人輕微不_(八)足_(九)賓待_(一〇)、宜_(一一)從_(一二)此却迴報_(一三)汝本国_(一四)、以_(一五)專對之人_(一六)・忠信之礼_(一七)・仍舊之調_(一八)・明驗之言_(一九)、四者備具_(二〇)、乃_(二一)宜_(二二)來朝_(二三)」とみえる。ここで示された処分からも、「賓待」するに足り得なければ入京は許されず、「從_(二四)此却迴_(二五)」することが知られ、今後それに叶うようにと示された四条件（專對之人・忠信之礼・仍舊之調・明驗之言）から考えると、「賓待」の具体的な行事は既述の(1)～(3)の「賓礼」の各行事と重なると思われる。

以上、『統紀』にみえる「賓礼」の用例を検討してきたが、そこから導き出される「賓礼」の各行事・儀式は、先に示した『統紀』以降の正史等の迎接記事から窺える各行事・儀式とほぼ一致し、先の想定が正しいことが確かめられた。

日本の律令国家では、『令集解』職員令治部省文蕃寮条の明法家の説にみえるように外国使節が一般の外国人と區別されていたことは唐と同様であるが、その唐では来朝した国王や使者に対する「賓礼」は第一節で述べた如く皇帝が主催することになっており、このことに唐朝の外交権の所在の一端が象徴されるとも言える。これらの点に留意し、次章では、本節で示したような日本の律令国家の「賓礼」の各行事に天皇を頂点とする支配者層が如何にかかわっていたのかに注目しながらその具体的な様相を検討する。

① 西嶋前掲「六一八世紀の東アジア」。

② 古代中国の外交における伝統的な迎接のあり方やそれを支えた思想

については、小柳司氣太「支那古代の外交及び国際法」(『東洋思想の研究』一九四二年)、西嶋定生「皇帝支配の成立」(『岩波講座 世界歴史 古代4』一九七〇年)参照。

③ 石母田前掲「日本古代における国際意識について」。

④ 唐、蕭嵩等撰『大唐開元礼』は、開元二十年(七三二)に完成したが、頒布は少し遅れたらしい。唐礼には「貞觀礼・「頭廢礼」があり、それらを補訂・修訂して完成したものが「開元礼」である。従って、日本の律令国家が継受・導入した「賓礼」は「開元礼」の規定とはほぼ同じであったと看做しても大差はないと思われる。

⑤ 「賓礼」とは「五礼(吉礼・賓礼・軍礼・嘉礼・凶礼)」の一つで、『新唐書』礼楽志には「賓禮、以待四夷之君長與其使者」とある。

⑥ /印のない番号は蕃国主への儀式、/印の付いた番号は蕃国使への儀式である。なお、『新唐書』礼楽志にみえる「賓礼」には次の如く示される。

(一) 蕃国主來朝、遣使者迎勞、(「勞禮」)

(二) 皇帝遣使致蕃主見日、

(三) 蕃主奉見、(「見禮」)

若蕃國遣使奉表幣、其勞及覓見皆如蕃国主、

(四) 宴蕃国主及其使、

⑦ 蕃国使の場合は「無東帛」とある。蕃国使については(三)の割註や註⑥の(三)の「若」以下を参照。なお(二)の蕃国使の場合も同じ。

⑧ 「中書侍郎持案者、進詣使者前、東面、侍郎受書置於案、回詣西階、侍郎取書升奏、持案者退、初侍郎奏書、有司各帥其屬、受幣馬於庭」と規定されている。註⑦も参照。

⑨ (三)の割註参照。なお、(四)奉辞に対応する蕃国使の辞見の儀礼(四)は「開元礼」には見えないが、『冊府元龜』外臣部の記事や『統紀』

(二十三目) 宝龜九年十月乙未条、同年十一月乙卯条より、(四)も行われていたことが知られる。

⑩ 「開元礼」卷九七 嘉礼 皇帝元正冬至受羣臣朝賀之會并

⑪ 「開元礼」の(三)によれば「前一日、尚舍奉御整設御帳於太極殿北壁、南向」とあるが、(三)・(四)には「前一日、尚舍奉御整設御帳於所御之殿北壁、南向」とあり、明確ではない。また、(三)・(四)には当日に「所司」が蕃国主または蕃国使を迎引し「至承天門外」とみえる。

⑫ 伊藤長胤(東涯)「内朝外朝並三朝會ノ事」(『制度通』享保九年「七七二四」自序 寛政九年「七七九七」刊)、岸俊男「難波宮の系譜」(『京都大学文学部研究紀要』一七 一九七七年)、『NHK 日本古代宮部』(一九八一年)。

⑬ (b₁)太極殿・(b₂)宣政殿は史料には屢々「前殿」とみえる。註⑩伊藤前掲論考参照。

⑭ 史料に「内殿」とみえる殿舎も(c₁)兩儀殿・(c₂)紫宸殿を指すと考えられた。

⑮ 宴会の場合、紫宸殿も利用されている。この期間は延英殿が引見等に用いられ、含元殿は用いられないという特徴がある。

⑯ 隣德殿は前・中・後の三殿からなっていたため史料には屢々「三殿」とみえる。

(七五六年)(正見)
⑰ 例えば『冊府元龜』卷九八一 外臣部 盟誓 肅宗元年建寅月条には「吐蕃使來朝請和、勅宰相於中書宴設、」(『旧唐書』卷一九六上吐蕃上もほぼ同じ内容)とある。

⑱ 第1表の會昌三年(八四三)、同六年(八四六)には宣政殿(會昌三年は「前殿」)が、咸通元年(八六〇)には紫宸殿が再び現われる。また咸通二年(八六一)以降は史料も少なく、黄巢の乱がまもなく起

こるなど国内は混乱を極め、「賓礼」は以前の如く頻繁に行われていないらしい。

①⑨ 仁井田陞『唐令拾遺』(一九三三年)。

②⑩ 『文苑英華』卷四六八 翰林制詔四九 蕃書一 卷四七一 翰林制詔五二 蕃書四。

⑪ 金子修一『唐代の國際文書形式について』(『史学雑誌』八三—一九七四年)。なお、中村裕一『唐代の勅に就いて』(『武庫川教育』一三一—一九八〇年)によれば、前二者は慰勞御書、後二者は論事勅書の冒頭の書式に相当しよう。

⑫ 山田英雄『日・唐・羅・渤海の國書について』(『伊東直雄教授古学・古代史論集』一九七四年)。

⑬ 中村裕一『唐代の聖書に就いて』(H)(F)(『武庫川紀要 教育学科篇』二八・二九 一九八一・一九八二年)。

⑭ 註⑫中村前掲論文参照。

⑮ 『唐律疏議』卷二五 偽造皇帝宝条によれば、「八寶」のうち、「天子行寶」、「天子之寶」、「天子信寶」は、それぞれ、「報蕃國書」、「慰勞蕃國書」、「徵召蕃國兵馬」書が封印される際に用いられた(『六典』卷八 符宝郎条もほぼ同じ)。聖印については、註⑫西嶋前掲論文、註⑫中村前掲論文参照。なお、唐初までは皇帝以下特定身分の印章を「璽」と称するのが正式名称であったが、則天武后の時に「璽」は「寶」と改称された。その後、再び改称されるが、開元六年(七一八)頃に再び「璽」は「寶」となり、以後定着する。

⑯ 註⑫中村前掲論文参照。これ以前にも中村氏は「敦煌・吐魯番出土唐代告身四種と制書について」(『大手前女子大学論集』一〇 一九七六年)で指摘されている。

⑰ 註⑮参照。また『六典』卷九 中書省中書侍郎条には、その職掌の一つとして「凡四夷來朝臨軒、則受其表疏、升于西階、而奏之、若

獻(表疏)、則受之以授之於所司」とある。

⑱ 内藤乾吉『唐の三省』(『中国法制史考証』一九六三年)。

⑲ 瀧川政次郎『江都集礼と日本の儀礼』(『岩井博士典籍論集』一九六三年)。

⑳ 『統紀』神護京雲三年十二月癸丑条。(一九九日)

㉑ 『統紀』天平宝字四年九月癸卯条。(十六日)

㉒ 来朝した外国使節が入京またはその決定を待つ間は、通例、「安置」・「安置供給」・「安置便處」依例供給のいずれかで表わされる。一方、外国使節への「饗」は主に宮部における宴会を示すのに用いられており(第3表参照)。「供給」と「饗(賜饗)」とは区別される。使者に対する来着地での「饗」とは使者を入京させないため本来ならば宮部で行うべき宴会が行えない時に、かわりにそれに准じた形で行った宴会を示すと思われる。かかる来着地での「饗」の例は『統紀』

天平十年六月辛酉条にみえる(古くは『日本書紀』の天武紀以降に屢々みえる)。なお宝龜十年九月庚辰条の「給饗」については註⑳参照。

㉓ 『統紀』宝龜三年正月丁酉条。

㉔ 國書の他に國信物も受納されたと考える。

㉕ 『統紀』天平勝宝四年六月壬辰条。

㉖ 註㉕参照。

㉗ 『統紀』天平宝字七年二月癸未条・宝龜元年三月丁卯条・同五年三月癸卯条。(三日)

㉘ 入京が許された後も十一月己巳に大宰府へ勅旨少輔内藏全成が派遣されて新羅使の入朝理由を尋問している。(三日)

㉙ 元日は雨のため朝賀は己巳に延期された。(三日)

㉚ 授位は通例、宴会で行われるが、唐使が一緒であったために壬申に行われたらしい。(六日)

④ 『統紀』宝龜十年九月庚辰条に、

勅、渤海及鐵利三百五十九人、慕化入朝、在出羽國、宣依例供_レ給之、但來使_レ獻_レ微、不_レ足_レ爲_レ賓、今欲遣_レ使_レ給_レ饗、自_レ彼放_レ還、(後略)

とあり、ここからも「賓」でないとい入京を許されず、現地より放還さ

れたことが判る。但し、ここに言う「給饗」とは「慕化」に対する饗應であり、また正使でもないので、「賓礼」としての「饗」とは言えない。
⑤ 森克己『日宋貿易の研究』(一九四八年)。

第二章 日本の律令国家の「賓礼」とその変化

日本はその地理的条件のため、新羅使や唐使は大宰府に、渤海使は日本海沿海諸国に到着した。前章第二節で示したように「賓礼」の第一条件は、到着地から放還せずに入京を許すことであった。それに関連して入京の決定の問題や到着地における外交に関する権限・職掌についても検討する必要があるが、本稿では都城を中心とした「賓礼」の各行事・儀式を入京してからの外交過程の順を追って考察することにする。

第一節 郊勞・慰勞・勞問

日本に到着した外国使節は、入京を許されると迎使に付添われ、途中、諸国郡司の「遞送・供給」を受けながら京に向かう。入京に際してより客館に安置されて宮内での諸儀式に臨む迄の間、様々な儀式・行事が行われた。

まず、入京する使者への郊勞^⑥は、八世紀、平城京が都であった時は將軍に率いられた騎兵が用いられ、平城京の羅城門外で行われた。一方、九世紀の場合は、平安京のある山城国に入ってまもなくの地点^⑦で行われた。『延喜式』太政官蕃客入朝条には「郊勞使」が一人定められており、郊勞の儀を司った。この間、実際の郊勞使には、第2表の如く五位クラス^⑧の官人が任命されており、その本官は、承和九年の場合は式部少輔であるが、嘉祥二年以降の三例は近衛少将である。また、養老職員令中務省条の中務卿の職掌の一つに「勞問」があり、これについて義解は「謂、勞者郊勞也」と注釈してい

第2表 郊勞使・慰勞使・勞問使

4	3	2	1	番西	号曆
883	872	849	842	西	本
元慶	貞観	嘉祥	承和	日	号
7	14	2	9	年	本
4/28	5/15	4/28	3/27	月	号
右近衛少将	右近衛少将	左近衛少将	式部少輔	本官	郊
正五下	従五上	従五下	従五下	位階	勞
平正範	藤原山陰	良岑宗貞	藤原諸成	氏名	使
山階野辺で郊勞。客使らに導かれ鴻臚館に入る。	山科村で郊勞。領客使と共に入京し渤海使を鴻臚館に安置する。	山科村で郊勞。領客使と共に入京し渤海使を鴻臚館に安置する。	山崎付近で郊勞。鴻臚館に安置・供給する。	行事	慰
4/29			3/28	月	日
右大史			右大史	本官	勞
正六上			正六上	位階	使
家原高郷			蕃良豊持	氏名	勞
徒を慰勞。鴻臚館に派遣され、客使を慰勞。			使は中台省牒を上る。	行事	慰
5/1	5/17	4/28	3/29	月	日
右兵衛佐	右馬頭	左近衛少将	侍	本官	勞
従五上	正五下	従五下	従正五下	位階	問
源元	在原業平	良岑宗貞	藤原春津	氏名	使
鴻臚館に派遣され、客使を慰勞。	鴻臚館で渤海使を勞問し、時服を賜う。	鴻臚館に派遣され、使者を慰勞・安置し宣命・時服の賜与は30日。	鴻臚館に派遣され宣勅。	行事	使
"	三実	"	統後紀	出典	

る。これら郊勞にかかわる官人の本官に注目すると、外国使節への郊勞は天皇権力とかかわる儀式であることが窺われる。郊勞の儀を終えると、使者は領客使に導かれて京内の客館（鴻臚館）に安置された。宮内での儀式に臨む迄の間、滞在する客館に使を遣わして使者を慰問する儀式があった。八世紀の場合はその実態は不明であるが、九世紀、特に承和九年以降は第2表に示した如く、『延喜式』太政官蕃客入朝条に規定された「慰勞使」と「勞問使」に相当する使が鴻臚館に

別々に派遣され、それぞれ「慰勞」と「勞問」という異った儀式を行っていることが注目される。派遣された使の本官をみると、「慰勞使」は全て右大史で太政官と強くかわる官職、一方、「勞問使」は侍従・左近衛少将・右馬頭・右兵衛佐といった天皇とかかわりが強い官職であるという両使の本官の違いに気付く。使が行った内容は、「勞問使」は「宣勅」・「宣命」などであり天皇の慰勞の詔勅が伝達される点において既述した『開元礼』の「賓礼」の(一)迎勞や(二)戒見日で客館に派遣された使の行事と共通する。一方、「慰勞使」は国書に准じる国際文書としての渤海国中台省の牒の受納を行っている^⑥。これは第五節で詳述する如く、九世紀に中台省牒が定期的に齎らされ、その返牒を太政官が送ったことに関連すると思われる。

八世紀の史料が乏しいために九世紀になってからの変化とは一概に言いかねるが、承和九年以降「賓礼」の一行事として太政官とのかかわりの強い使（「慰勞使」）が鴻臚館に派遣され、天皇の慰勞の詔勅を伝えて使者を「勞問」する使（「勞問使」）とは別の行事を担当していることは注目すべき傾向であると言える。

第二節 元日朝賀の儀と「蕃客」

外国からの使者は宮内に参進して国書・信物を献上する儀式に臨むのが通例であったが、正月以前に入京した場合は元日朝賀の儀に参加し、その二・三日後に国書・信物を進めた。本節では外国使節が参加した元日朝賀の儀のあり方とその変化について述べることにする。

「蕃客」が加わる元日朝賀の儀は、唐礼を模倣して、東海の「小帝国」としての日本の律令国家の地位を維持するとともに、支配者層の国際意識（日本版の「中華思想」）を満足させるのに不可欠な儀式であり、「賓礼」の一行事としての役割も果たした。元日朝賀の儀は律令国家の最も重要な儀式である「大儀」であったので、議政官以下の官人が居並ぶ中に「蕃夷」の使者が参列し、大極殿に出御する天皇に拝賀することは、支配者層にとって律令国家や王権を外部に対して位

第3表 京内を中心とした「賓礼」

番 号	日 本 年 号	使 の 國 名	A		B		C ₁			C ₂			D ₁			D ₂			E			
			外 國 使 節 の 元 日 朝 賀 の 後	会 場	月/ 日	会 場	月/ 日	会 場	月/ 日	会 場	月/ 日	会 場	月/ 日	会 場	月/ 日	会 場	月/ 日	会 場	月/ 日	会 場	月/ 日	會 務 本 政 官 席
1	文武2	S	1/1	※大極殿	1/3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2/3	
2	大宝1	S	1/1	※大極殿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5/2	
3	同 3	S	1/1	※大極殿	1/4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1/12	○
4	慶雲3	S	1/1	※大極殿	5/20	—	—	1/7	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6/1	○
5	和銅2	S	—	—	—	—	—	5/27	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3/23	
6	養老1	S	—	—	—	—	—	1/16	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8/25	○
7	養老3	S	—	—	—	—	—	②/11	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	②/17	
8	同 7	S	—	—	—	—	—	8/9	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8/25	
9	神亀3	S	—	—	—	—	—	6/6	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7/13	○
10	同 5	B	1/3	※大極殿	1/17	※中宮	—	1/17	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4/16	○
11	天平4	S	—	—	—	—	—	5/21	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6/26	
12	同 7	S	—	—	—	—	—	5/21	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2/27	
13	同 12	B	1/1	※大極殿	6/14	—	—	1/7	寶 堂	○	1/16	寶 堂	—	—	—	—	—	—	—	—	2/2	
14	勝宝4	S	—	—	—	—	—	6/17	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6/8	○
15	同 5	B	—	—	—	—	—	5/27	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2/1	○
16	宝字3	B	1/1	※大極殿	1/3	—	—	1/18	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2/20	○
17	同 4	B	1/1	※大極殿	1/5	—	—	1/7	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2/20	○
18	同 7	B	1/1	※大極殿	1/3	—	—	1/7	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2/20	○
19	宝亀3	B	1/1	※大極殿	1/3	—	—	2/2	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2/28	○
20	同 8	B	—	—	—	—	—	4/27	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5/23	○
21	同 10	B	1/1	※大極殿	1/5	—	—	1/7	寶 堂	○	1/16	寶 堂	—	—	—	—	—	—	—	—	2/2	○
22	同 10	T	—	—	—	—	—	5/17	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5/27	○
23	同 11	S	1/3	※大極殿	1/5	—	—	1/5	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2/15	○
24	延暦15	B	—	—	4/27	—	—	1/5	寶 堂	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5/17	○

〔第3表備考〕

番号	欄	備考	番号	欄	備考	番号	欄	備考
2	A	参列した使者は「菅原使者」とあるが、「菅」使は新羅使のことと思われる。	(16)	D ₂	この後、船國に歸して信都御本大寺帥藤原其朝が宴饗をもうけている【院紀】天平神護2年3月12日(条参照)。	25	B	12/27とは前年延暦17年12月27日を示す【院史】198・【院時略】。
6	A	元日朝賀の際に新羅使の参列は見えないが、C ₁ の記事(1/16)よりみて、参列したか記載されなかった可能性もある。	20	C ₁	この日宴會の記載はないが使者への授位・賜景が行われているので便宜的にこの欄に示す。	25	C ₁	豊樂院が未完成のため、大極殿の前の御尾道上に進った借殿に天皇が出御した。
9	E	第二章註の参照。	22	B	天皇が出御して唐使と会ったと思われることは、第二章第三節参照。	26	B	前年大同4年(10月)1日に「威方物、王啓曰、云云。」【院紀】とある。
12	E	新羅が國名を王岐國と改めたため、使者を敢送する。なお新羅使は2/17に入京。	23	C ₁	この日授位は行われず、翌1/6に行われた。1/5の宴會には新羅使の他に唐客も加わったため、別の日に授位が行われたと思われる。	27	B	前年弘仁元年9月29日に「威方物、其王啓云、」【院紀】とある。
14	D ₂	この日「賜酒肴」とある。					B	行事の担当者として、坂上田村麻呂の他に、中納言藤原忠野原臣・參議常野真道
16	C ₁	天皇が出御した場所は「開門」と思われる。					D ₁	

25	同 18 B	1/1	※大極殿	12/27	—	1/17	實	※織尾道 上の借殿	○	1/16	實	※大極殿		4/1	變	鴻臚館		4/15	○
26	弘仁1 B	1/1	※大極殿			1/17	實		○	1/16	變	※武徳殿		4/1	變	鴻臚館		4/8	○
27	同 2 B	1/1	※大極殿			1/17	實	—	○	1/20	變	朝集殿		大納言坂上 田村麻呂ら				1/22	○
28	同 6 B	1/1	※大極殿			1/17	實	豊樂殿	○	1/16	變	※豊樂殿						1/22	○
29	同 11 B	1/1	※大極殿			1/17	實	※豊樂殿	○	1/20	變	朝集殿						1/21	○
30	同 13 B	1/1	※大極殿			1/17	實	※豊樂殿	○	1/16	變	※豊樂殿						1/21	○
31	天皇3 B				5/12	—	實	—	○	5/12	變	—						5/15	○
32	承和9 B			4/2	八省院	4/5	實	※豊樂殿	○	5/5	變	※武徳殿		卿				4/12	○
33	承和9 B			5/2	八省院	5/3	實	※豊樂殿	○	5/10	變	朝集堂		大臣以下				5/12	○
34	貞觀14 B			(5/18)	朝堂	(5/19)	實	※豊樂殿	○	5/14	變	朝集堂		左大臣(藤 原時平)				5/25	○
35	元應7 B			5/2	—	5/3	實	※豊樂殿	○	5/16	變	朝集堂						5/16	○
36	寛平7 B			5/10	—	5/11	實	豊樂院	○	5/15	變	朝集堂						5/15	○
37	延喜8 B			5/11	—	5/12	實	※豊樂院	○	5/16	變	朝集堂						5/18	○
38	同 20 B			5/11	—	5/12	實	※豊樂院	○	5/16	變	朝集堂						5/18	○

番号	欄	備	考	番号	欄	備	考	番号	欄	備	考
28	B							35	C ₂		
		が述べられている。								渤海使に対し宴会が行われたことは、安倍實行が渤海使と「食食」していることより知られる。	
29	B							36	D ₂		
		前年弘仁5年9月30日に「藤方物」(「後紀」)とある。								この日「贈酒饌」とある(「和略」)。	
30	B			34	B・C ₁					表記は「扶桑略記」・「貞信公記抄」によったが、「和略」では「饗宴」とある。36のC ₁ ・D ₁ の表記等を参考にすると、六国史以降の「和略」は「宴」と「饗」とを使い分けていないようである。	
		前年弘仁10年11月20日に「藤方物、上啓目」(「類史」194)とある。			D ₂						
31	C ₁							38	C ₁		
		前年弘仁12年11月13日に「藤方物、周王上啓目」(「類史」194)とある。								行事の担当者として巨勢文雄の他、文章得業生藤原佐世がみえる。	
		この日宴会を行った記載はないが、授位が行われたので、便宜的にこの欄に置く。									

〈凡例〉

- 1 使の国名のSは新羅, Bは渤海, Tは唐を示す。
- 2 月/日のうちOに囲まれた数字は間月を示す。
- 3 ※印は天皇が出師したことを示す。
- 4 C₂, D₁, D₂ では、授位の記事がみえないので、授位の欄を省略した。
- 5 O印は、当該の行事が行われたことを示す。なお、賜祭の場合、O印は「延喜式」大藏省賜祭客頒条に規定されるような外国王や大使以下の使人に賜う「賀礼」としての賜祭であり、O印はその賜祭が「賀礼」としての賜祭か、如奈や宴会につきものの賜祭か不明であるが、ともかく賜祭が行われたことを示す。なお、延喜18年までのC₁欄と弘仁2年以降のD₁欄のO印は「賀礼」としての賜祭を示すと思われる。
- 6 出典: 1～23『統記』(8・9のD₂)は『極風藻』, 24・29～31『類史』・『和略』, 25・27・28『後紀』(25のB)は『類史』・『和略』, 26・36『和略』, 32・33『後紀』, 34・35『三美』, 37『扶桑略記』・『貞信公記抄』, 38『和略』・『扶桑略記』・『貞信公記抄』。

置付ける際に^⑥、実際面で重要な役割を果たしたと思われる。例えば、元日朝賀の儀に参加する蝦夷や隼人は、陸奥・出羽や薩摩・大隅からこの儀に参列するため呼び寄せられたのであった。⑦そして、第3表の如く、文武二年を初見として奈良時代前期までの新羅使は元日朝賀の儀に参加できるよう来朝しており、また渤海使も弘仁十三年までは、入京した十六回のうち十二回も元日朝賀の儀に加わっている。かかる傾向は、日本の律令国家が九世紀初めまで、外国使節に対し原則として元日朝賀の儀に参加するように要求したため生じたと考えられる。

しかし、第3表から窺えるように、弘仁十三年を最後に外国使節が参加した元日朝賀の儀は行われていない。そのこと

は注目すべき変化であると言える^①。即ち、弘仁末年以降、元日朝賀の儀も外国使節の来朝・入京も行われ、共に十世紀初めまで続く。特に外国使節は九世紀以降に入京した正使は渤海使が唯一となるが、弘仁末年以降の十五回の来朝のうち第3表の如く八回は確実に入京した。ところが、日本側は弘仁十三年を最後に一度も元日朝賀の儀に参加できるように入京させていない。渤海使は九世紀になり「商旅」の性格を強め、遣使の性格が変化するが、それならば次第に「朝貢」形式に反発し来朝しなくなる新羅使とは異なり、弘仁末年以降も渤海使に対して日本側は以前と同様の要請を行うことができ、渤海側もそれに応じた筈である。にもかかわらず、日本の律令国家はかかる要請をせず、元日朝賀の儀に外国使節——結果的には渤海使——が参加することに拘泥しなくなったが、これは律令国家の「賓礼」ととって一つの変化と言えよう。その理由としては、対外的な要因を始め、色々と考えられようが、元日朝賀の儀において、大臣ら議政官以下の臣下が並ぶ中で、天皇が「蕃夷」の使者からも朝賀を受ける儀式次第には、律令国家の外交権の所在の一端が示されていると想定されるので、この変化を「賓礼」全体の中で考えてゆく視角が必要である^②。

ところで、日本と大陸の諸国とは海を隔てていたため、元日朝賀の儀に外国使節が参加することは、それが義務付けられていた頃でも来朝の時期がずれてしまふと行われず、弘仁十三年以前にも行われないことが屢々あった。一方、「賓礼」で不可欠な儀式は国書・信物の受納を行う儀式であった。次節ではこの儀について詳しく検討する。

第三節 「受諸蕃使表及信物」儀

後に『弘仁式』や『延喜式』において、「受諸蕃使表及信物」儀と呼ばれた儀式は、史料には様々な表現がなされているが、そこで行われていたことは使者による国書または王言の奏上と信物または調物の献上、そしてそれらの受納であった^③。儀場については、『弘仁式』式部省に、

受諸蕃使表及信物

其日式部設¹⁶使者版位於龍尾道南¹⁷、設¹⁸連貨位於客前、諸衛立仗、各有常儀、羣官五位以上及六位以下左右分入、使者服¹⁹其國服入如²⁰常儀、^{事見}儀式

と規定され、平安宮の場合、天皇が出御する大極殿の南方にある龍尾道の前の「南¹⁷避」に使者の版位と信物を置く「連貨位」が設けられたことが知られる。また、養老宮衛令元日条によれば、それは「元日・朔日」の儀と並んで儀仗を立てる儀であり、『延喜式』に示される如く、「元日・即位」の儀とともに律令国家の最も重要な儀式である「大儀」であった。¹⁸

本来、この儀は『統紀』等の記事や儀仗を立てる儀・「大儀」の性格から言って、勿論、天皇が出御して行われるのが通例であった。そこでは、養老職員令中務省条の中務卿の職掌である「受¹⁹納上表」より考えて、上表文と看做されていた国書は、事前に太政官を通すのではなく、外国使節から中務の手を経て直接天皇に奏上されたものと思われる。このように太政官を通さず、臨御した天皇が直接国書を受納するという儀式次第は、この儀式の主権者を明確に示すとともに、日本の律令国家の外交権の所在の一端を象徴的に示していると言えよう。しかし、それはあくまでもかかる儀式次第が行われている限りにおいて言及し得ることである。

国書・信物受納の儀は、第3表に示されるように、律令国家の成立期から公的な外交が途絶すると言われる時期までの全期間に亘り行われている。しかし、八世紀末〜九世紀初めを境に、その儀式次第や律令国家の「賓礼」の中でこの儀が占める位置に変化が生じてきたらしい。即ち、第3表から窺えるように、延暦年間までのこの儀は殆ど正史に記載され、奏上された国書や王言の内容が引用されることもあった。ところが、大同四年から弘仁十二年まで『日本後紀』(以下『後紀』と略す)やその逸文に、「遣²⁰使獻²¹方物」云々とみえる五例の記事は、他の京内での「賓礼」の行事から考えると、使者が来朝した日に掛けてあり、実際に国書・信物の献上が行われた日の記事ではないことに気付く。「大儀」である儀式が正史に記載されないことは通例では考え難く、行われながら記載されなかったとすれば、この儀の意義の低下を予想させる。それ以降、『続日本後紀』(以下『続後紀』と略す)や『日本三代実録』(以下『三実』と略す)でも、外国使節が齎ら

した国書が引用される日は、実際に国書・信物受納の儀が行われた日ではなく、来着地で国書を開封しそれを写した案が京進された日であることが圧倒的に多い。大同年間以降にみえるかかる事実は、後述するように宝龜三年以降に来着地で国書の開封が行われるようになったこととかかわっている。

さて、『後紀』では大同年間以降、記載されなくなった実際の国書・信物受納の儀は、『統後紀』以降に再び史料に現われる。だが、承和九年以降に宮内で行われた例をみると、この儀に天皇が臨御していたことを示す記述がみえないことに気付く。以下、煩を厭わずその記事を年代順に示す。

① 『統後紀』承和九年四月丙寅条（二日）

渤海國使賀福延等於（八省院）、獻（二日）啓函信物等、

② 『統後紀』嘉祥二年五月乙卯条（二日）

渤海國入覲使大使王文矩等詣（八省院）、獻（二日）國王啓函并信物等、

③ 『三夷』元慶七年五月二日丁卯条

大使裴頌等於（朝堂）、奉（二日）進（二日）王啓及信物、親王已下五位已上及百寮初位已上皆會、四位已下未得解由者亦預焉、所司受（二日）啓信物、奉（二日）進（二日）內裏、

④ 『貞信公記抄』延喜八年五月十日庚辰条

渤海使進（二日）啓信物等、

⑤₁ 『日本紀略』延喜二十年五月十一日壬申条

渤海大使裴璆於（八省院）、進（二日）啓并信物等、

⑤₂ 『扶桑略記』同日条

此日、渤海使人裴璆等於（八省院）、進（二日）王啓并信物、已四刻、親王以下參議以上、向（二日）八省院、

⑤₃ 『貞信公記抄』同日条

進啓信物、外記取函進、大臣即令開函、乍加□□^②奏聞、御覽了返給、令收外記信物、從敷政門前、合□^①請進於内藏寮、

これらの記事では、その儀場について「八省院」や「朝堂」と記述するのみで、天皇の「臨御」や「御大極殿」という記載は全く見えない。同じ承和九年以降、この儀の次に行われた使者に対する宴会（賜宴）には天皇が臨御していたことが記されており、比較すると対照的である。特に、③は親王以下初位以上の殆どの官人が「朝堂」に会したにもかかわらず、天皇の出御が記述されていないばかりか、かえって「所司受啓信物、奉進内裏」とあることは、天皇が大極殿に出御してこの儀式に臨んでいなかったことを如実に示すと言えよう。さらに、⑤では、「八省院」(⑤₁・⑤₂参照)での行事は右大臣藤原忠平が執り行い、外記に命じて国書を開かせ、開かれた国書は天皇に「奏聞」され「御覽」を経て「返給」されている。この部分は虫損による欠字部分を含み文意がやや不明確であるのに加えて、抄録されたことにより、一見、天皇が大極殿に居てこれらの行為を行ったかのようにも見えるが、国書とセットになる信物は「八省院」で受納された後、内裏の宣陽殿の北にある敷政門の前より内藏寮に收納される記述より考えると、③と同様に国書と信物は内裏に居た天皇に奉進され、この時、天皇は大極殿に居なかったと考えるべきであろう。この予想を裏付ける史料として、次に示す『延喜式』左右衛門府の規定がある。

大儀^{御元日即位及受誓國使表}

(中略)

中儀^{謂元日宴會、正月七日、十七日大儀射、十一月新嘗會、及饗賜誓客}

(中略)

小儀^{謂告朔、正月十朔日、臨軒、授位、任官、十六日踏歌、十八日陪射、五月五日、七月廿五日、九月九日、出雲國進奏、神壽詞、冊子命皇辰、冊子命皇太子、百官賀表、遣唐使賜、節刀、將軍賜、節刀}
府生以上並准近衛府、門部黃袍、衛士桃染布衫、餘准中儀、^{額末}其番客上表天皇不臨軒者、亦准小儀、^{兵衛府准此}

この規定より、「大儀」であった「受蕃國使表」儀は天皇が臨御しないと「小儀」に准じる儀式内容に格下げされたことが判る。また、かかる規定があること自体、天皇が律令國家の「大儀」たるこの儀に臨御しなかったことが屢々あったことを示すとともに、天皇の臨御がなくともこの儀を行い得たことが知られ、先の推測を裏付ける。^⑦

では、国書・信物受納の儀に天皇が出御しなくなるのはいつ頃からであろうか。確実に天皇の出御が判る最後の例として『統紀』宝龜三年正月甲申条に「天皇臨軒、渤海國使(中略)壹萬福等貢(方物)」、とある例が挙げられる。また、宝龜十年五月癸卯条には、^(三三)

唐使孫興進・秦使期等朝見、上唐朝書并貢信物、詔曰、唐使上書、朕見之、唯客等遠來、艱辛行路、宜歸休於館、尋欲相見、

とあるが、ここに言う「朝見」とは使者が天皇と会ったことを示す表現と思われる。^⑧そして、後述するように、この時点では唐使・新羅使に対して来着地での国書の開封を行っておらず、恐らくこの日の儀式で初めて国書が開封された筈なので、「唐使上書、朕見之」との記述は天皇がこの儀に出御していたことを示すと言えよう。^⑨以上より、ほぼ宝龜末年までは、通例、天皇は国書・信物受納の儀に出御していたと思われる。

一方、平安時代では、既述の如く、天皇が国書・信物受納の儀に出御するのが建前でありながら、承和九年以降は実際には出御していなかったらしい。問題となるのはその間の『後紀』の時代であるが、『後紀』の散逸と、平安宮内で行われた筈の実際の国書・信物受納の儀を記載しないという『後紀』の編纂方針のため明確に断言し難い。しかし、『日本紀略』弘仁十一年二月甲戌条には、次のようにみえる。^(二四)

詔曰、云々、其朕大小諸神事及季冬奉幣諸諸陵、則用帛衣、(元脱カ)正受朝、則用衰冕十二章、朔日受朝、日聽政、受蕃國使表幣^⑩及大小諸會、則用黃楯染衣、(後略)

諸々の儀式での天皇の服制のうち「受蕃國使表幣」儀の服制もことさらに規定されている。従って、この前後の時点

第4表 「受諸蕃使表及信物」儀における使者の奏上とそれに対する報詔

番号 年・月・日 〔統紀〕	(A) 使者の奏上	(B) それに対する報詔
〔1〕 天平勝宝四年 六月己丑条 <small>(十四日)</small>	(A) 奏曰、新羅國王言日本照臨天皇朝廷、新羅國者、始自遠朝、世々不絶、舟楫並連、來奉國家、今欲國王親來朝貢進御調、而願念、一日无主、國政弛乱、是以、遣王子韓阿滄泰廉、代王爲首、率使下三百七十餘人入朝、兼令貢種々御調、謹以申聞、	(B) 詔報曰、新羅國始自遠朝、世々不絶、供奉國家、今復遣王子泰廉入朝、兼貢御調、王之勤誠、朕有嘉焉、自今長遠、當加撫存、
〔2〕 天平宝字三年 正月庚午条 <small>(三日)</small>	(A) 奏曰、高麗國王大欽茂言、承聞、在於日本照臨八方聖明皇帝、登遐天宮、攀號感慕、不能默止、是以、差輔國將軍揚承德、歸德將軍揚泰師等、令賀表文并常貢物入朝、	(B) 詔曰、高麗國王遙聞先朝登遐天宮、不能默止、使揚承德等來慰、聞之感痛、永慕益深、但歲月既改、海內從吉、故不以其礼相待也、又不忘舊心、遣使來貢、勤誠之至、深有嘉尚、
〔3〕 天平宝字四年 正月丁卯条 <small>(五日)</small>	(A) 奏曰、國王大欽茂言、爲獻日本朝遣唐大使特進兼秘書監藤原朝臣河清上表并恒貢物、差輔國大將軍高南申等、充使入朝、	(B) 詔曰、遣唐大使藤原河清久不來歸、所鬱念也、而高麗王差南申令賀河清表文入朝、王之欽誠、實有嘉焉、
〔4〕 宝龜八年四月 癸卯条 <small>(二十日)</small>	(A) 奏曰、渤海國王、始自遠世、供奉不絶、又國使壹萬福歸來、承聞、聖皇新臨天下、不勝歡慶、登時遣獻可大夫司賓少令開國男史都蒙入朝、并戴	(B) 詔曰、現神止大八洲國所知、天皇大命止、詔大命、聞食止宣、遠天皇御世々年緒不落間、事無久仕奉來、業止奈、所念行、又天津日嗣受賜礼事、歡奉出流

表で。印は同文、△印はほぼ同意の箇所を意味する。
〔4〕の宝龜八年の場合は文体が漢文体と宣命体で異なるため対応する部分を「~~~~」のように示した。

では天皇の臨御が現実の問題としてかなり意識されており、儀式の意義の低下はあるにしても、一応、弘仁年間頃までは天皇が国書・信物受納の儀に出御していた可能性は大きいと考えたい。

以上のように国書・信物受納の儀に関して、その儀の意義や「賓礼」全体の中に占める地位の低下、また、天皇の不出御といった儀式次第の変化は、九世紀前半頃までに顕著となるが、かかる変化の制度上の要因を何拠に求めたらよいのであろうか。この問題は、国書・信物受納の儀では一体何が行われ、それが「賓礼」全体の中で如何なる意義を有していたのかを明確にすることによって説明し得ると思われる。

結論を先に示すと、恐らく、宝龜三年以降、国書の開封が求着地で行われ、奏上の内容が事前に判るようになったことに起因すると思われる。国書は、第一章第二節の(2)に関連して説明した宝龜三年の渤海使の国書・信物を一旦返却し国書を改修させた事件を境に求着地で開封され始める。石井正敏氏によれば、宝龜四年六月までには、日本海沿海諸国で(対渤海使)、同十年十月乙巳(九日)からは大宰府で(对新羅使)、国書の開封とその案の京進が行われるようになったと言う。国書の

[5]	
宝龜十一年 正月辛未条 <small>(五日)</small>	
<p>奏曰、新羅國王言、夫新羅者、開國以降、仰賴聖朝。世々天皇恩化、不乾舟楫、貢奉御調。年紀久矣、然近代以來、境內奸寇、不獲入朝、是以謹遣薩金爾森、級喰金殿等、貢御調兼賀元正。又訪得遣唐判官海上三符等、隨使進之、又依常例、進學語生。</p>	<p>荷國信、拜奉 天闕、</p>
<p>參議左大弁正四位下大伴宿祢伯麻呂宣勅曰、夫新羅國、世連舟楫、供奉國家、其來久矣、而泰靡尋還國之後、不修常貢、每事無禮、所以頃年返却彼使、不加接遇、但今朕時、遣使修貢兼賀元正、又搜求海上三符等、隨來使送來、此之勤勞、朕有嘉焉、自今以後、如是供奉、厚加恩遇、待以常禮、宜下茲狀、語汝國王、</p>	<p>辱美歡奈毛所聞行、故是以今毛今毛遠長久平久惠賜比安賜、彼國乃王波語詔、天皇大命乎聞食止宣、</p>

開封についての権限・職掌の具体的な内容は『統紀』宝亀十年十月乙巳条(九日)に詳しく示されている。以下、国書の開封が来着地で行われるようになる前後に分けて検討する。

大宰府や日本海沿海諸国で国書の開封が行われていなか、^①頃の国書・信物受納の儀の実態が判る『統紀』の記事のうち、第4表に示した如く、(A)使者の奏上、(B)それに対する報詔、の双方が比較できる記事[1]天平勝宝四年六月己丑(十四日)、[2]天平宝字三年正月庚午(三日)、[3]同四年正月丁卯条(五日)を検討すると、(B)では(A)の内容の要点を前半部分に引用し、後半部分ではただ簡単に来朝に対する慰勞の言葉を述べるにすぎず、日本側の新しい外交方針の宣告は行われていないことに気付く。この事実を先述の宝亀三年の渤海使の国書受納を繞るトラブルと考えあわせると、国書の開封が来着地で行われる以前は、国書(王言)の奏上が行われる儀場で初めてその内容が判ったため、即座に奏上の内容の細部にまでわたる検討や対応が容易にできなかったことが考えられる。本来、この儀で重要なことは、天皇が臨御して行われることその他に、儀場で初めて国書(王言)の奏上の内容が判る点にあった。国書の開封が来着地で行われる以前では、国書・信物受納の儀は「緊迫した場」であり、もし儀場で明らかに無礼な内容や書式が整っていないことが判明すればそれを受けず、また一旦受納されたとしても、その後、無礼な点や不備が見つかりと返却され「賓礼」は停止された。

ところが、国書の開封が来着地で行われ、その案が京進されるようになると、奏上の内容が事前に判るため、報詔内容に変化が生じてくる。第4表の如く、渤海使が「方物」を貢上し国書を奏上した[4]宝亀八年四月癸卯条(二十二日)によると、(A)使者の奏上と(B)それに対する報詔の関係は、(B)ではまず(A)の内容を宣命の中に巧みに折り込んでから最後に日本側の友好方針を国王に伝えるように命じている。また、新羅使の場合では、^②宝亀十一年正月辛未条(五日)に「方物」を献上し王言の奏上が行われたことがみえるが、(A)と(B)とを比較すると、(B)では、従来のように(A)の内容を一部引用し慰勞の言葉もあるものの、過去の使者の無礼に言及しそれに関する戒告や「自今以後」以下の日本側の外交方針が宣告されている。同じ新羅使に対する天平勝宝四年の場合、過去の例への言及や外交方針の宣告は宴会で行われている。^③恐らく律令政府は、^④[4]の場合、

国書の案を事前に見ており、[5]の場合、新羅使は国書を持参していないが、国書の事前開封に准じて奏上する王言の内容を入京の前に知り得ていたため、かかる宣告を行えたと思われる。国書が到着地で開封されてその案が京進される前は国書・信物受納の儀で初めて奏上の内容が判明したため儀場や受納後に対応せざるを得なかったが、それ以後ではこの儀の前に対応が決定できていたのである。

論述がやや多岐に互ったため、国書・信物受納の儀について纏めると次のようになる。本来、奏上される国書(王言)の内容は、使者を「賓礼」に処遇するか否かにかかわる重要事項であったが、この儀以前には奏上の内容は判らず、儀場で漸くその内容が明らかになった。儀式は天皇の臨御のもとに行われており、国書は上表文と看做されていたので、太政官は、制度上、その受納に関与していなかった。ところが奈良時代末期以降、来着地で国書の開封が行われ事前にその内容が判るようになると、使者の入京を許すことが国書・信物を受納し「賓礼」で処遇することを意味するようになる。それに伴い、儀場で初めて奏上の内容が判るというこの儀式の本来持っていた重要性が失われる。奏上の内容が判りその受納も事前に決定していると、天皇が出御しなくとも、太政官の代行で済ますことができるという便法が通例となる。以上の変化は、制度的には、従来は関与し得なかった国書の受納に太政官が関与するようになり、天皇が律令国家の「大儀」のうち外交にかかわる重要な儀式を主催する機会を、結果的に一つ失ってしまったとも看做せよう。

第四節 宴会―賜宴」と「賜饗」―

無事に国書・信物が受納されると、使者に対して宴会が催され、特に正月の場合は節会に参加させて酒食のもてなしを行った。この宴会は養老宮衛令元日条^⑨にみえるように儀仗を立てる儀であり、『延喜式』によれば律令国家の「中儀」^⑩で、天皇の主催する重要な儀式の一つであった。そこでは酒食のもてなしの他に授位・賜禄が行われ、天皇の徳の高さを使者にみせつけることによって日本の律令国家の威信が高められた。また、日本側の外交方針の伝達が行われることもある重

要な外交交渉の場であった。

この宴会は、八世紀初めから十世紀初めまで、日本の律令国家が公的な外交関係をもった期間を通して行われているが、第3表から窺えるように弘仁二年を境に変化がみられる。

即ち、八世紀初めから八世紀末の延暦十八年までは、宮内での宴会は、正月以外の場合、一回で、その会場は「朝堂」が圧倒的に多い。その時に天皇は出御しており、授位と国王や大使以下の使者への「賓礼」の要素としての賜禄が同時に行われている^⑩。そして、『統紀』天平四年五月壬戌条・天平勝宝四年六月壬辰条のように日本側の外交方針の宣告も行われている^⑪。また、正月の場合、宮内での宴会は一回だけの時もあるが、二回行われることもあった。それは正月の節会に参加させたためである。このような場合は、授位や国王・大使以下への「賓礼」としての賜禄があった日が本来の使者への宴会に相当すると思われる。従って、八世紀では使者への宴会は基本的には一回であると言えよう。なお、この他に八世紀においては第3表の如く、執政大臣クラスの人物が宮外の私宅で使者に対して宴会を行っているが、これは公的な宴会とは言い難い。

一方、第3表で弘仁二年以降の宴会をみると、宮内ではほぼ三回行われているが、八世紀の場合と同様の視点からみて、授位や「賓礼」としての賜禄が行われていない正月十六日や五月五日の節会を除くと、基本的には二回の宴会が行われたと言えよう。この二回の宴会を制度面から見ると、『延喜式』太政官番客入朝条に宴会にかかわる使として「宣命使・供食使各二人、豐樂院各一人、朝集堂各一人」とみえ、『本朝法家文書目録』所収の『弘仁儀式』・『延喜儀式』の項目には、共に「渤海國使進王啓并信物儀」の次に「賜渤海客饗儀、賜渤海客宴儀」がみえる^⑫。これらの記載から、九世紀にはこの二つの宴会が律令国家の「賓礼」として位置付けられていたことが知られる。また実態面では、第3表に示されるように、二つの宴会には次のような相違がみられる。最初の宴会は正史では、「宴」・「賜宴」と表記されることが多い^⑬。その会場は豊樂院であり、殆どの場合、天皇が豊樂殿に出御している記載がある。そこでは酒食のもてなしの他に、授位や朝服の賜与が行わ

れた。賜禄が行われた記載もあるが、それは、『延喜式』大藏省賜蕃客例条に規定されるような「賓礼」の一要素として
 の国王や大使以下の使者への賜禄ではなく、一般の宴会につきものの賜禄である。次に、この後に帰国真近かに行われた
 二度目の宴会は、史料には「饗」・「賜饗」と表記され、この時に天皇の出御はなく、太政官の議政官を中心に臣下のみが
 出席して使者への酒食のもてなしが行われた。そして、この宴会の宣命に「國ル還退支倍日近久在ル依毛國王ル祿賜比并臣
 (大使名省略)等毛御手都物賜比饗賜波久宣布」とあるように、国王や大使以下への「賓礼」としての賜禄も行われた。

このように、恐らく、八世紀に執政大臣らが宮外の私宅で行っていた使者への宴会の存在を背景に、九世紀以降、朝集
 堂とは言え朝堂院の一郭で太政官の議政官を中心に催される宴会(「賜饗」)も、天皇の主催する宴会(「賜宴」)と並び律
 令国家の「賓礼」の一行事として定着したと言える。

第五節 国書―慰勞詔書と太政官牒―

宴会も滞りなく終わると、京内での最後の行事として国書を使者に授与したという記事が正史等に散見する。既述した
 ように、返礼として国書を使者に授与することも日本の律令国家の「賓礼」の一要素であった。その儀式は鴻臚館に使を
 派遣して授与する例が『続後紀』等に見える程度で、八世紀における儀式の詳細は不明である。国書の授与の場合はその
 儀式次第に意味があったと言うよりも、国書の内容が正史等に屢々引用されるように、その書式・発給手続こそ重要な意
 味を含んでいたと考えられる。従って、本節ではこの点を中心に考察する。

使者が帰国する際に授与された国書は律令国家が公的な外交を行った期間を通して発給され続けるが、ここでも九世紀
 になって変化がみられる。第3表から窺えるように八世紀初めから天長三年までは、使者に授与した外交文書としては天
 皇の国書が唯一で、それも外国王に宛てた慰勞詔書が殆どであった^④。ところが、承和九年からは、それ以外に、太政官が
 渤海の中台省に宛てた太政官牒も一緒に出されている。太政官牒はその内容から見て、国家間の外交意志伝達の上で、慰

勞詔書と同じか或はそれに准じる国際文書としての

機能を果している。また、使者を入京させず、渤海

王の国書は受納しないが、中台省牒は受理して太政

官牒のみを送った事例もある^⑧。そして、このように

二通の国際文書が発給されていたことは、『統後紀』

以後の正史等の国書授与記事以外に、『延喜式』太

政官蕃客入朝条に「賜勅書使・賜太政官牒使各二人、

史一人随官、牒使一人客館」とみえることから確認される^⑨。

では、かかる二通の国際文書の発給という変化を

どのように理解したらよいのであろうか。従来、国

書に関連して問題にされ取り上げられてきたことは、

『令集解』公式令詔書式条の「化外人」に詔を告げ

る際に用いる天皇の称号の規定や明法家の解釈であ

る。しかし、養老公式令の詔書式に規定された「明

神御宇日本天皇詔旨」・「明神御宇天皇詔旨」という

表現が冒頭に用いられるのは、国内で外国使節に詔

を告げる場合であり^⑩、対外的にはさほど意味をなさ

ない。また、これまでは公式令詔書式条による外国

使節への詔の文言や発給手続と実際に授与された外

第5表 国書の冒頭の書式

番号	西暦	日本年号	月/日	国書の表現	国書の冒頭の書式	出典
1	706	慶雲3年	1/12	賜其王勅書曰	天皇敬問新羅王	統紀
2	〃	〃3年	11/3	賜新羅國王勅書曰	天皇敬問新羅國王	〃
3	726	神亀3年	7/13	賜聖書曰	勅(亡った新羅重臣金順貞の死を悼む)	〃
4	728	〃5年	4/16	賜其王聖書曰	天皇敬問渤海郡王	〃
5	753	天平勝宝5年	6/8	賜聖書曰	天皇敬問渤海國王	〃
6	759	天平宝字3年	2/1	賜高麗王書曰	天皇敬問高麗國王	〃
7	772	宝龜3年	2/28	賜渤海王書云	天皇敬問高麗國王	〃
8	777	〃8年	5/23	賜渤海王書曰	天皇敬問渤海國王	〃
9	780	〃11年	2/15	賜聖書曰	天皇敬問新羅國王	〃
10	796	延暦15年	5/17	賜其王聖書曰	天皇敬問渤海國王	類史一九三
11	798	〃17年	5/19	賜其王聖書曰	天皇敬問渤海國王	〃
12	799	〃18年	4/15	賜其王聖書曰	天皇敬問渤海國王	後紀
13	810	弘仁1年	4/8	賜國王書曰	云云(後紀)散逸、 『紀略』によつた め抄録)	紀略
14	811	〃2年	1/22	賜其王書曰	天皇敬問渤海國王	後紀

国王宛ての国書のそれとが区別されずに混然と考えられてきたように思われる。

正史に引用される天皇が外国王に宛てた国書の冒頭の書式は第5表に示したように、全て「天皇敬問（国名）王」である。これは『延喜式』中務省にみえる慰勞詔書式と同じであり、一般にこの冒頭の文言を用いた書式のものが実際の国書とされている。『延喜式』から慰勞詔書の書式を示すことにするが、通常の詔書式もその前に規定されているので、比較のために両者を示す。

詔書式

詔云云主者施行、

年月御晝日

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

慰勞詔書式

天皇敬問云云大蕃國云云天皇敬問、
小蕃國云云天皇問、

年月御晝日

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
908	894	883	872	859	849	842	826	822	820	816	815
延喜8年	寛平4年	元慶7年	" 14年	貞観1年	嘉祥2年	承和9年	天長3年	" 13年	" 11年	" 7年	" 6年
5/15	6/24	5/12	5/25	6/23	5/12	4/12	5/15	1/21	1/21	5/2	1/22
給 _二 勅書 _一	遣 _二 渤海 _一 勅書	付 _二 勅書 _一	勅書曰	賜 _二 渤海國王勅書 _一 曰	勅書曰	賜 _二 渤海王書 _一 曰		賜 _二 國王書 _一 曰	賜 _二 渤海王書 _一 曰	賜 _二 渤海王書 _一 曰	賜 _二 書 _一 曰
			天皇敬問 _二 渤海國王 _一	天皇敬問 _二 渤海國王 _一	天皇敬問 _二 渤海國王 _一	天皇敬問 _二 渤海國王 _一	天皇敬問 _二 渤海國王 _一	天皇敬問 _二 渤海國王 _一	天皇敬問 _二 渤海國王 _一	天皇敬問 _二 渤海王 _一	天皇敬問 _二 渤海王 _一
扶桑略記	紀略	三実	菅家文章実	三実	"	続後紀	紀類史一九四略	類史一九四	紀類史一九四略	類史一九四	"

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

詔書・慰勞詔書の書式の規定は以上であるが、これは中務省式のため中務省にかかわる部分のみが規定されているにすぎない。従って通常の詔書式では、この後、養老公式令詔書式条にみえるように、太政大臣・左右大臣・大納言の署名、その次に「詔書如_レ右、請奉_レ詔、付_レ外施行、謹言、」という文言があり、年月日が書かれて最後に天皇が「可」と書き入れるようになっていた。このような詔書の発給手続は同じ公式令詔書式条に「右御晝日者、留_ニ中務省爲_レ案、別寫_ニ一通_一印署、送_ニ太政官、大納言覆奏、晝_レ可訖、留_ニ爲_レ案、更寫_ニ一通、誥訖施行、」と規定されている。即ち、通常の詔書の発給手続を纏めると以下の如くである。まず、天皇の意をうけて内記が起草したものに天皇が年月日を書き入れる。それは中務に留めて案として別に一通を写し、中務の卿・大少輔が署名し、それぞれ「宣」「奉」「行」と書いて太政官に送る。太政官では太政大臣以下が自署を加え、大納言が覆奏すると天皇が「可」と書く。以上の正文は太政官に留め、更に一通写してこれを施行する。かかる複雑な詔書発給手続のうち、太政大臣以下の署名や大納言の覆奏が必要であったことは、天皇と太政官の関係や日本の律令国家が専制国家か貴族制国家か、といった国家の権力構造や性格を論じる際に屢々取り上げられる問題でもある。もし、慰勞詔書の発給手続も通常の詔書のそれと同様であるとすると、日本の律令国家の外交権を繞る太政官の関与が当初から比較的強かったという解釈も可能になってくる。

しかし、先に示した『延喜式』中務省の詔書式や慰勞詔書式の次に続く規定より、慰勞詔書は通常の詔書と発給手続が異っていたと思われる。

凡奉_ニ詔書者、使_ニ内豎喚_ニ省輔、輔稱唯入_ニ閣門、進就_ニ版位、即奉_レ勅執_ニ詔書宮退出、事見別寫_ニ一通、印署送_ニ太政官、慰勞詔書不_レ至此

この規定は前条の詔書式・慰勞詔書式の規定をうけるもので、通常の詔書の発給手続は先の公式令詔書式条のそれと同

じく、内裏から中務省に齎らされた詔書は「別寫ニ一通、印署送ニ太政官ニ」という手続が必要であった。しかし、慰勞詔書の場合は、割注に「不_レ在_ニ此限_ニ」とあるように、太政官への送付・太政大臣以下の署名・大納言の覆奏といった太政官が関与する手続が行われず、詔書式としては異例のものであった。^④

これらの『延喜式』の規定は金剛本の龍頭標目によると『弘仁式』にも存在したらしく、既述の如く『統紀』に引用された外国王宛の国書は全て「天皇敬問」で始まっており、それは『延喜式』の慰勞詔書式の冒頭の書式と一致する。従って、これらの書式・発給手続は少くとも『弘仁式』まで遡り、恐らくは八世紀初めから、太政官は、制度上、慰勞詔書式で書かれる国書の発給手続に関与しないことになっていたと思われる。

また、「不_レ在_ニ此限_ニ」とされ、中務から太政官に送付されなかった慰勞詔書が使者に授与されるまでの過程については、『延喜式』の内記・主銚式に次の規定がある。

内記式

凡賜_ニ渤海答書_ニ日、内記從_レ使赴_ニ于客館_、

凡賜_ニ渤海國_一勅書函、臘上書_ニ封字_、函上頭書_ニ中務省三字_、

主銚式

凡飛驒并驛傳函、及遣_ニ渤海國_一勅書、太政官牒者、主銚封_レ之、勅書與内記共封之

つまり、慰勞詔書の本文は中務の内記と主銚が別紙に包み、恐らくはその表に、渤海王に宛てる場合なら「日本國天皇敬問渤海國王書」などと書かれ、函に入れられた。^⑤ 函上は臘で封印され、その上に「封」、また函の上方に「中務省」と書かれる。封印の終わった慰勞詔書は、「賜勅書使」とともに内記が鴻臚館に赴いて、使者に授けられる。慰勞詔書が授与されるまでの最後の過程でも中務の官人が深く関与している。

このように、恐らくは八世紀初めより、慰勞詔書は、制度上、天皇と中務だけで発給できたらしい。かつて石母田氏は

第6表 国際文書としての牒を用いた外交

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号
861	859	849	845	〃	842	836	828	804	778	764	759	西曆
〃 3年	貞観 1年	嘉祥 2年	〃 12年	〃 9年	〃 9年	承和 3年	天長 5年	延暦 23年	宝亀 9年	〃 8年	天平 3年	日本年号
5/21	5/10	3/14	12/5	3/6	1/10	12/3	1/2 2/2		10/23 11/13	7/19	10/18	月/日
中台省	中台省	中台省	康州 (新羅)	中台省	丈新羅の閭	執事省	中台省		中書門下 (唐)	執事省 (新羅)	中台省 (渤海)	発給
*牒	*牒	*牒	牒	*牒	牒	牒	*牒		(勅牒)	牒	牒	表現
(太政官)	(太政官)	太政官	?	太政官	筑前国	太政官	(太政官)		遣唐使 在唐中の	(大宰府 幹政官)	(太政官カ)	宛先
5/26	6/23	5/12		4/12		⑤/13		9/18		7/19		月/日
太政官	太政官	太政官		太政官		太政官		太政官		(大宰府 幹政官)		発給
*送牒	*送牒	*牒		*賜牒		牒		牒		報牒		表現
中台省	中台省	中台省		中台省		執事省		(執事省カ)		執事省		宛先
〃	三実	〃	〃	〃	〃	統後紀	三代格 類史(云々) 紀略	後紀	〃	〃	統紀	出典

外国から日本への牒

日本から外国への牒

日本の律令国家の「賓礼」(田島)

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
901 ~923	920	908	894	892	885	883	877	873	872	870
延喜年間	〃 20年	延喜8年	〃 6年	寛平4年	仁和1年	〃 7年	元慶1年	〃 15年	〃 14年	〃 12年
	5/10			6/29	6/20		4/18	7/8	5/18	11/13
	(中台省)			中台省	執事省		中台省	渤海国	中台省	新羅国
	*牒状			*牒	牒		*牒	牒書	*牒	牒
	(太政官)			太政官	日本国		太政官		太政官	(大宰少式)
?	5/18	5/15	7/22	6/29		5/12	6/18		5/25	
大宰府	太政官	太政官	太政官	(太政官 太政大臣)		太政官	太政官		太政官	
返牒	*返牒	*官牒	牒	*賜牒		*牒	*牒		*牒	
新羅国	(中台省)	(中台省)	在唐僧 中璫	(中台省)		(中台省)	(中台省)	唐	中台省	
本朝文粹 三	紀略	扶桑略記	紀略 菅家文章 (三)	紀略 本朝文粹 三	〃	三実	都氏文集	〃	〃	〃

*印は、国書(慰勞詔書・王啓)に准じる国際文書としての牒を示す。
 3は唐国内で遣唐日本使の入京に因りて発給されたものであり、20は在唐僧中璫に太政官が送ったものである。ともに他の例とは性格をやや異にする。
 6の月・日欄で⑤は閏五月を示す。
 15は漂着した遣唐渤海使が齎らしたもので日本に宛てたものではないが参考として掲げた。
 牒による外交の早い例は、『善隣国宝記』巻上所引「海外国記」天智天皇三年条にみえるが、ここでは省略した。

日本の律令国家の外交権が天皇権力に所在したことを指摘されたが、この事実はそのことを具体的に示す事例と言えよう。かかる慰勞詔書の発給手続に関する事実をもとに、本節の冒頭で指摘した承和九年から国家間の外交意志伝達において天皇の慰勞詔書とともに太政官牒が並んで発給され続けるという変化を考えると、次のように憶測される。即ち、太政官は、制度的に慰勞詔書の発給手続に関与できなかったからこそ、それとは別に、慰勞詔書に准じる国際文書としての太政官牒を^⑧発給し、外交へのかかわりを深めていったのではないかということである。

第6表の如く、牒を用いた外交は奈良時代後半から見え、主に新羅執事省や渤海中台省と日本の太政官の間で行われていた。しかし、延暦年間以前の牒は、「賓礼」として使者に授与されることはなく、臨時に単独で発給され、国王が国王に宛てた国書とともにきまって齎られるものでもなかった。ところが、天長四年十二月に来朝した渤海使を初見として、以後ずっと渤海使は王啓（国書）とともに中台省牒を齎しており、それに対応して承和九年から日本の律令国家も天皇が発給する慰勞詔書とともにそれに准じる国際文書としての太政官牒を「賓礼」の一行事として授与している。このように、従来は付加的な存在であった太政官牒は、遅くとも九世紀中頃までには慰勞詔書に准じた国際文書の地位に昇格し、国家意志伝達の一翼を担うようになる。国書の発給面においても変化が生じたものと考えられる。

① 『延喜式』太政官蕃客入朝条・治部省蕃客入朝条参照。

② 『令義解』賦役令軍牛人力条・儀制令五行条に引かれる明法家の説、
『令義解』軍防令蕃使出入条・雜令蕃使往還条、『延喜式』支蕃寮詔
蕃人条、等参照。

③ 『令義解』軍防令節刀条では、「凡大將出征、皆授節刀、（中略）
凱旋之日、奏遣使郊勞、」に注釈して、「郊勞者、邑外曰郊、賓至
迎勞之於郊、是也、」とある。また『令抄』（『群書類從』六所収）軍
防令に、

郊勞、左傳曰、入有郊勞、注云、賓至迎勞之於郊也、古記云、

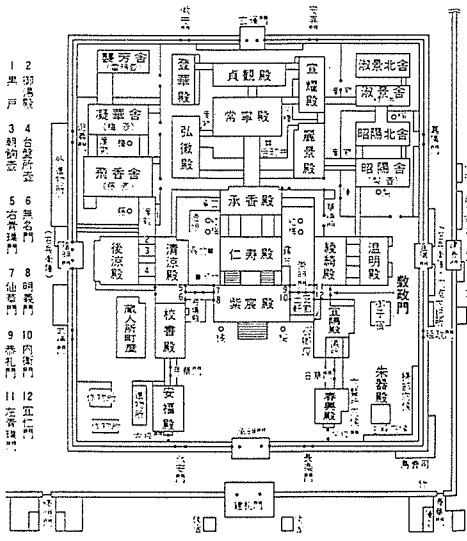
邑外京外、唯遠近臨時定耳、

とみえる。郊勞の儀は、外国使節に対して行う他に、節刀をうけ天皇
大権の一部たる軍事大権や刑罰権を委譲された將軍が凱旋する日、勅
使を派遣して將軍らを迎勞する儀でもあった。大使も節刀等に象徴さ
れるように、一般に、國王から使節一行に対する刑罰権を委ねられて
おり、郊勞の儀は王権と密接にかかわる儀式であると思われる。

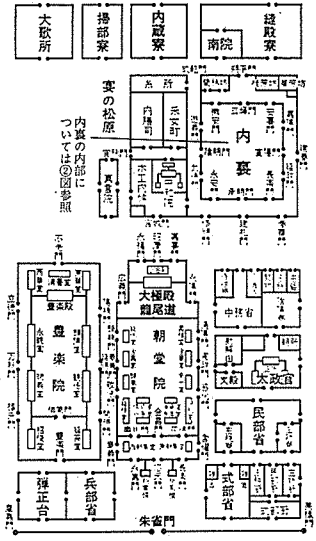
④ 『統紀』和銅七年十二月己卯条・宝龜十年四月庚子条参照。なお、
この時の儀式については、瀧川政次郎「羅城・羅城門を中心とした我
が国都城制の研究」（『京制並都城制の研究』一九六七年）参照。

- ⑤ 山崎(河陽)付近(『統後紀』承和九年三月壬戌条)や山科(『三実』貞観十四年五月十五日甲申条・元慶七年四月廿八日甲子条)で行われた。
- ⑥ 『統後紀』承和九年三月癸亥条。(二十八日)
- ⑦ 『統紀』宝龜八年四月辛卯条に「太政官遣使慰問史都蒙等」とあり、太政官は使を遣わし、前日に入京した渤海使を「慰問」している。しかし、八世紀では太政官が客館に使を派遣したことが明確に判る例はこれのみであり、この時点で「延喜式」に言う「慰勞使」と「勞問使」の違いがあったか否かは定めない。
- ⑧ 『延喜式』左右近衛府・左右衛門府・左右兵衛府のそれぞれの大儀条参照。なお、左右衛門府式大儀条は第三節に引用した。
- ⑨ 石母田前掲「天皇と『諸蕃』」には、日本の律令国家の支配者層が律令国家や王権を唐・朝鮮半島諸國・日本列島辺境諸種族に対し、法制的にどのように位置付けていたのかについて論及されている。
- ⑩ 工藤雅樹「古代国家と蝦夷」(『國史談話会雜誌』二二二一九八二年)。
- ⑪ 鍋田前掲「古代の賓礼をめぐって」で既に指摘されている。
- ⑫ 元日朝賀の儀については、倉林正次「饗宴の研究 儀礼編」(一九六五年)、所功「朝賀儀式文の成立」(『遠藤元明先生 頌詞 記念 日本古代史論苑』一九八三年)参照。元日朝賀の儀は延喜年間より小朝拜が公的儀式と認められるにつれて次第に衰退して行く。
- ⑬ そのうち列立の次第については井上充夫『日本建築の空間』(一九六九年)参照。
- ⑭ なお、この元日朝賀の儀を始め国書・信物受納の儀や使者への宴会は平城宮では大極殿―朝堂を用いて行われた。しかし、平安宮では天皇が出御する大極殿院の大極殿閤門が撤去され龍尾道に変わる。かかる儀場の変化は大極殿―朝堂を用いた「賓礼」に何らかの影響を与えたと思われる。例えば、平城宮では天皇が大極殿閤門に出御して行わ

- れていた外国使節への宴会は、平安宮では豊樂院と朝集堂で別々の日に行われるようになる(第四節参照)。また、九世紀前半からは「蕃客」参加の元日朝賀は行われず、国書・信物受納の儀に天皇が出御しなくなる(第三節参照)。このように九世紀になり次第に大極殿―朝堂では、天皇の出御のある「賓礼」は行われなくなる傾向がある。私は、大極殿閤門が撤去される以前は、元日朝賀の儀に「蕃客」が参加する場合、『内裏式』や『儀式』における武官の列立位置の通常時との相違から考えて、天皇は大極殿閤門に出御した可能性があるのではないかと想定している。岸俊男氏の研究によれば、平城宮の大極殿閤門は、構造上、唐長安城の大極殿では中国の伝統的都城構造のうち「外朝」にあたる承天門に対応し、実際にも「外朝」の機能を果たしていた(補註1)。
- ⑮ 新羅使にみられるように国書を齎さず、王言の口奏が行われる時もあったが、ここでは便宜的にこの儀を国書・信物受納の儀と称することにす。
- ⑯ 「開元礼」の(三)「受蕃國使表及幣」儀においても典儀が「庭實位」を「使者位」の前に設けており、唐礼に准拠している。
- ⑰ 『令集解』宣衛令元日条に、
凡元日朔日、(注略)若有聚集、(注略)及蕃客宴會辭見、皆立三儀
仗、(前略) 古記云、蕃客宴會辭見、左玉立以上在授、聚集立三儀、天璽鉦鼓也、(後略)
- とある。古記より蕃客の宴會・辭見については大宝令まで遡ることが判る。
- ⑱ 註⑥参照。
- ⑲ 第三表参照。『統紀』では必ずしも天皇臨御の記載はなく、その記



② 内裏内部と敷政門の位置関係



① 朝堂院・内裏・内蔵寮の位置関係

【①・②とも、京都市編『京都の歴史1 平安の新京』（1970年）より引用、一部加筆改変】

維寶龜十年歲次己未、四月卅日唐國使孫興進等入京、五月三日將（式部卿藤原是公）欲二禮見、余奉レ勅撰レ朝儀、時有「大納言石上卿言爾、彼大此小、須レ用レ蕃國之儀、余對曰、（中略）今畏レ海外一介使、欲降レ萬代楷定天子之號、是大不忠不孝之言也、時人皆服此言之有理、然遂降レ御座、嗚呼痛哉、（後略）」

右の記述より、この日の「朝儀」では「蕃國之儀」を用い、天皇は「降レ御座」という。この記述を信頼する限り、天皇は国書・信物の受納に立ち合っている。また、ここで唐使に対して用いた「蕃國之儀」は、一つの可能性として、「開元礼」卷二九「嘉礼」にみえる「皇帝遣レ使詣レ蕃宣勞」儀が想定できる。これは皇帝の命をうけた使者が外国の王宮で皇帝の「詔書」を外国王に授与する儀式である。「詔書」の伝達に際し、皇帝の使者が南面するのに対し、外国王は使者の前に進んで北面して「詔書」を受けとる規定になっていた。従って、通常、使者に対して北面して北面している外国王は「詔書」を受けとる際には王座を下らなければならなかった。先学の研究によれば同様の儀礼が、唐代では南詔で、宋代では高麗で行われていたと言う。ところで、この文書の内容については、竹内理三他編『日本古代人名辞典』卷一（一九五七年）の「石上宅嗣」の項に「栗里先生雜著」に収載されていることが言及されている。しかし、管見では現在の所在は不明であり、また、文章にやや問題点もある。紙幅の都合上、全内容の紹介、伝来・真偽の検討などについては詳述できなかった。それらも含めこの文書の再検討は後日を期すことにし、ここでは、かかる注目すべき記述が存在することを指摘するにとどめる。

③① 註②参照。

③② 「表」は新訂増補国史大系本の『日本紀略』では「奉」とし、この前後を「受レ蕃國使、奉幣及大小諸會」と読んでいる。しかし、その底本となった宮内庁書陵部所蔵の久邇宮本（函架番号五五三一六）を

実見したところ、「奉」ではなく「表」であった。また、『開元礼』

には③「受蕃國使表及幣」儀があり、「幣」には天子に奉る礼物という意味があるので、ここは「奉幣」ではなく、「表（＝函書）」と「幣（＝信物）」と考えるべきである。なお、閲覧を許された宮内庁書陵部、御指尊と御助言いただいた米田雄介氏に深謝いたします。

③④ この日の詔で規定された諸儀式に用いる天皇の衣服を示すと左表の如くである。「袞冕十二章」を着用すると規定された「元正受朝」の儀と同じ「大儀」である函書・信物受納の儀は、この詔の規定では天皇の服制上、「中儀」・「小儀」に相当する儀式と同じ衣服に規定された。これは、函書・信物受納の儀の地位の低下を窺わせる。

表 弘仁十一年二月甲戌の詔の内容

着用する衣服	儀 式	備考（『延喜式』の分類＊）
帛 衣	大小諸神事 季冬奉 _レ 嚴諸陵	神祇関係行事
袞冕十二章	元正受朝	大 儀
黄 植 染 衣	朔日受朝・同聽政	小 儀
	受蕃國使表幣	大儀（天皇が臨御しないと小儀に格下げ）
	大小諸會	中儀・小儀

* 『延喜式』の分類は、一応、八世紀も同じであったと考える。
③④ 石井正敏「大宰府の外交面における機能」（『法政史学』二二 一九七〇年）（二十四日）

③⑤ 『統紀』宝亀四年六月戊辰条。

③⑥ 『統紀』天平勝宝四年六月壬辰条。（十七日）

③⑦ 註の参照。

③⑧ 『延喜式』左右近衛府・左右衛門府・左右兵衛府の中儀条参照。左

右衛門府式中儀条は第三節に引用した。

③⑨ 宴会の会場や天皇の出御については第3表参照。天皇の出御の記述がない例は、会場の表記を使者のいる「朝堂」を中心に記述したため、通例、天皇は大極殿閣門に出御していたと考える（井上掲掲『日本建築の空間』、岸前掲『難波宮の系譜』参照）。

④⑩ 国王や使者への「賓礼」としての賜祿とは、『延喜式』大藏省に「賜蕃客例」として規定されるような賜祿である。国王への賜祿は「答信物」とも呼ばれる。節会に参加した時に与えられる賜祿とは異なる。

④⑪ 例えば、天平四年五月の場合、庚申条に（新羅使）金長孫等拜朝、進種々財物、并鷄鵝一口（中略）驪二頭、仍奏詔來朝年期、（三十一日）

とあるのに対し、二日後の壬戌条に（新羅使）金長孫等於朝堂、詔、來朝之期、許以三年一度、宴訖、賜新羅王并使人等祿、各有差、とみえる。

④⑫ 『延喜式』治部省蕃客入朝条には「共食二人、掌禮日各對」とある。

④⑬ 『本朝法家文書目録』（『続々群書類従』一六所収）にみえる『弘仁儀式』・『延喜儀式』については、その存在に疑問を示す見解（石塚一石「三代儀式の成立について」『日本上古史研究』七一二 一九六二年）もある。この儀式項目に絶対的な信頼を置くことはできない。

しかし、『延喜儀式』は一応完成し奉進されたりしく（所功）『延喜式』との関係、『日本歴史』三五五（一九七七年）、『延喜式』の太政官・式部省・治部省式の関連規定からみて、少くとも『延喜儀式』には二つの宴会の儀が規定されていたと考える。なお、『弘仁式』・『延喜式』の式部省式には「賜蕃國使表」の規定がみえる。

④④ 正史では『統後紀』承和九年四月己巳条が例外的に「饗」としてゐるが、他は全て「宴」である。但し、正史以外の史料では、『扶桑略記』・『貞信公記抄』が「宴」であるが、『日本紀略』は「饗」とあり、まぢまちである。第三表備考欄の38も参照。

④⑤ 『統後紀』承和九年四月癸酉条・嘉祥二年五月癸亥条。

④⑥ 『統後紀』承和九年四月丙子条・嘉祥二年五月乙丑条、『三夷』貞観十四年五月二十五日甲午条・元慶七年五月十二日丁丑条。

④⑦ 『統紀』神亀三年七月戊子条にみえる「饗書」の冒頭の文言は「勅」

表 賜勅書使と賜太政官牒使

番	西曆	本号	年月日	本官兼官位階氏名	内官位階氏名	賜太政官牒使官位階氏名	史官位階氏名	出典
4	908	延喜8年	5/15	参議 藤原菅根	高階茂範	少納言 藤原清貴	扶桑略記	
3	883	元慶7年	5/12	参議 近江権介 藤原遠経	少内記 正六上 多治彦輔	少納言 侍従 藤原諸房 正五下 平惟範	"	
2	872	貞観14年	5/25	参議 右近衛 讚岐守 藤原家宗	大内記 從六下 大江公幹	右中弁 侍従 藤原良近	左大史 正六上 大春日安守	三夷
1	849	嘉祥2年	5/12	参議 右馬頭 小野篁	少内記 從七下 安野豊道	右少弁 從五下 藤原春岡 橋海雄	左少史 正六上 大鑑益門	統後紀

④⑧ 『令集解』公式令詔書式条の「明神御宇日本天皇詔旨」に因して、義解は「以大事宣於蕃國使之辭」、令釈は「宣蕃國大事辭」、古記は「對隣國及蕃國而詔之辭」、朱説は「宣蕃國辭、謂我化内來時宣辭耳、非宣遣蕃國」と注釈し、同条の「明神御宇天皇詔旨」について、義解は「以次事宣於蕃國使之辭」、令釈は「宣蕃國次

で始まっているが、これは新羅の重臣金順貞の死を悼んで出された弔慰文的なもので、新羅王に宛てた慰勞詔書ではなく、唐の論事勅書に相当するものと思われる（第一章註②中村前掲論文参照）。この他は全て慰勞詔書である（第5表参照）。

④⑨ 『三夷』貞観三年五月二十一日甲午条・二十六日己亥条、元慶元年六月二十五日甲午条、『郡氏文集』（『群書類類』九所収）卷四所載元慶元年六月十八日付太政官牒。

④⑩ 賜勅書使と賜太政官牒使については左表を参照。

事辭」と注釈している。

④⑪ 詔書の発給手続については、『日本思想大系3律令』（一九七六年）の「補註 公式令1」（早川庄八氏執筆）によった。

④⑫ 慰勞詔書も内記が起草していた実例としては、『菅家文章』卷八所収貞観十四年五月付「答渤海王勅書」があげられる。

⑤ 石母田正『日本の古代国家』（一九七一年）、佐藤宗諱「律令太政官制と天皇」（『大系日本国家史1古代』一九七五年）。

⑥ この事実については近年の主な古文書学の概説書にも指摘がない。管見では、『延喜式』中務省奉詔書条を論拠に、日本の律令国家の慰勞詔書の発給手続に制度上は太政官が関与しないことを指摘している（補註2）。

⑦ のは、東洋史家の中村裕一氏が第一章註⑨前掲「唐代の勅に就いて」（一）で言及されたのが恐らくは初めてではないかと思われる。しかし、かかる重要な指摘も唐公式令の論事勅書式の復元過程でなされたためか、日本史の研究者には広く知られていないようである。

むすびにかえて——日本の律令国家の外交権と「賓礼」——

日本の律令国家の対外交渉に関連して、その外交権（対外的交渉権）の所在を検討することは、律令国家の性格や権力構造を規定する上で重要な意味を持つと言えよう。これについては、既に石母田氏が、天皇固有の大権事項の一つとして外交権が存在したこととその意義を指摘されている^⑧。しかし、そこで示された外交権の所在を示す指標やその検討は充分とは言えないように思われる。律令国家の外交権を設定できるとすれば、私は、石母田氏を始め先学の論考や史料にみえる外交関係記事・規定より想定して、平和時においては次の三点に外交権の所在が表わされていると考える。

(1) 「王事」としての外国への遣使（発遣に際しての使者への権限の委譲や発遣・帰朝の儀式）。

(2) 来朝する外国使節の迎接・外交儀礼。

(3) 来朝する外国使節または外国に派遣する使者に付与する外交文書の書式・発給手続。

これらのうち、本稿では(2)・(3)に関連して日本の律令国家が行う「賓礼」の実態とその変化をある程度解明できたと思われる。以下、「賓礼」の各行事・儀式の主権や関与のあり方に外交権の所在が示されるといふ視点から、本稿で考察し

⑧ 中村前掲「唐代の聖書に就いて」（付参照）。

⑨ 石母田前掲『日本の古代国家』。

⑩ 慰勞詔書とそれに准じる国際文書としての太政官牒との関係は、古文書学的には通常の詔書と勅詔官符との関係も考慮に入れる必要があると思われる。

⑪ 『類聚三代格』卷一八 天長五年正月二日官符、『類聚国史』卷一九四 天長五年二月己丑參照。この時、返牒の太政官牒が出されながら、『後紀』の散逸のため史料にみえない可能性も充分考えられる。

てきた日本の律令国家の「賓礼」の実態とその変化について纏めることにする。

日本の律令国家は唐より外交儀礼や国書の書式・発給手続を継受し、その初期から九世紀初め頃までは、唐の制度に準拠した「賓礼」が行われていた。そして、(一)天皇が元日朝賀の儀において、太政官の議政官以下の臣下が居並ぶ中で使者からも賀を受けていた点、(二)国書(王言)の奏上や信物(調物)の貢上に際し、事前に太政官を通すのではなく、天皇が大極殿に出御して直接それらの受納を行っていた点、(三)外国使節への宴会においても、天皇の出御のもとに酒食のもてなし・授位・「賓礼」としての賜禄を行っていた点、(四)国書の発給では、太政官は慰勞詔書の発給手続に制度上は関与せず、天皇と中務だけでも発給し得た点、の四点に表わされる限りにおいて、日本の律令国家の外交権は、石母田氏の指摘の如く天皇固有の大権事項の一つであったと言えよう。

しかし、「賓礼」の各行事・儀式の主催や関与のあり方における制度上の天皇の太政官に対する圧倒的優位は九世紀前期～中期を境に崩れ始める。具体的に言えば、(一)外国使節が参加した元日朝賀の儀が行われなくなる点、(二)律令国家の「大儀」たる国書・信物受納の儀への天皇の臨御がなくなり、代って太政官が実際の国書・信物の受納を行うようになる点、(三)宴会では、天皇が出御して行う宴会(「賜宴」)の他に、太政官の議政官が中心になって行う宴会(「賜饗」)が催され、律令国家の「賓礼」の一儀式としての役割を果たす点、(四)国書の発給では、天皇の慰勞詔書の他に、それに准じる国際文書としての地位を与えられた太政官牒が発給され、国家意志伝達の一翼を担うようになる点、が指摘できよう。このうち、(一)・(二)は天皇が「賓礼」の儀場に出御する機会が減少する傾向、(三)・(四)は「賓礼」の行事を太政官が代行したり新たに関与する機会が増大する傾向、を示している。以上の具体的な変化に示される限りに於いて、律令国家の外交権は、九世紀中頃以降は必ずしも天皇固有の専権事項とは一概に言えなくなっており、対外交渉に太政官が大幅に関与している傾向が窺える。

最後に本稿を終えるにあたり、結論として指摘し得た点に関連する問題を二つほど挙げて今後の課題とする。

まず、先に外交権の所在が表われると指摘した指標のうち言及できなかった(1)「王事」としての遣使に関する傾向を簡単に述べておく。先学によれば、文武朝以降の遣唐使は律令国家における天皇の地位強化につながる専権事項の発動であったという^②。かかる意味を有する遣唐使は九世紀末に停止され、実質的には承和年間の仁明天皇による遣使が最後であった。また、遣渤海使は弘仁年間^③、遣新羅使は承和年間が最後であった。外国への遣使が行われなくなることは、指摘されているような国際関係の変化や支配者層の国際意識の希薄化といった要素に影響された側面に加えて、外国への遣使が天皇専権事項の発揚の場たる「王事」であった側面にも注目すると、これは既述の「賓礼」へのかかわりと同じように天皇権力の対外交渉への関与の後退を予想させる。また、次に示すように「王事」としての遣使の最後となった承和年間の遣唐使が「八省院」で行った発遣・帰朝の「朝拜」の儀には、天皇は出御せず、大臣以下が事を行っている。

〔発遣〕 『統後紀』承和三年四月戊寅条^(十日)

遣唐使於八省院朝拜、天皇不御、例也、但大臣已下參議以上各在其位、一如天皇視告朔之儀、

〔帰朝〕 『統後紀』承和六年十月甲寅条

遣唐大使已下朝拜於八省院、無有^レ天臨、唯大臣行^レ事、例也、

発遣・帰朝の「朝拜」に関しては、これ以外の事例は記述が簡単なためにその変化を明確に追えないが、右に示した記事は、少くとも承和年間に行われた「王事」としての遣使の発遣・帰朝の儀式に際して、太政官の関与がかなりみえることを示しており^⑤、既述の「賓礼」へのかかわりと同様の傾向が想定される。今後、外交権の所在が示されると考えた(1)についても「賓礼」と同様な視角からの検討が必要と思われる。

次に、本稿で指摘した九世紀前期～中期を境とする「賓礼」の変化の解釈については、「東アジア世界」の変質に伴う対外的契機や支配者層の国際意識の弱まりも当然考慮に入れねばならないが、事が日本の律令国家の外交権の所在に及ぶ

だけに、それに加えて律令国家の権力構成に関する他の研究分野の成果とかわらせて位置付けてゆくことも必要であろう。その場合、例えば「任官」儀の分析を通して、九世紀における儀式の変化から律令国家の権力構成の変容に関係が深いと思われる朝儀・政務一般の傾向や「公卿」の地位の成立に関する重要な指摘を行われた早川庄八氏の研究が注目される。^⑥ 指摘したような「賓礼」に対する太政官の関与の増大も、「九世紀に、政務一般が太政官に吸収あるいは集中された」という趨勢を反映する事象」との早川氏の指摘に或は関連するかも知れない。「賓礼」の各行事全てに太政官の関与が顕著となる承和年間後半以降は、政治史で言えば、承和の変を画期として藤原北家を中心に所謂前期撰関政治へと向かった時期でもある。従って、「賓礼」のあり方を対外的な要因とともに、律令国家の支配者層内の権力構成の変化や天皇の位置付けとより一層かかわらせて総合的に解明する必要がある。

その他にも課題は多々存在するが、ひとまず筆を擱き、博雅の忌憚なき御批判を仰ぐ次第である。

① 石母田前掲『日本の古代国家』。

② 山尾幸久「遣唐使」(『東アジア世界』)における日本古代史講座6 日本律令国家と東アジア 一九八二年。(二十七頁)

③ 『後紀』弘仁二年四月庚寅条・同六年正月甲午条。(二十二頁)

④ 『統後紀』承和三年閏五月辛巳条・十二月丁酉条。(十二頁)

⑤ 出発に際して難波津で行われた儀式でも、『統後紀』承和三年五月庚戌条(天皇の慰勞の「宣命」と辛亥条(太政官宣)にみえる宣告内容の相違は注目すべきであろう。庚戌の天皇の「宣命」では遣唐使に対して単なる慰勞を行っているにすぎないが、辛亥の「太政官宣」では大使らへの刑罰権の付与に言及しており、遣使の発遣に際しての太政官の関与が想定される。

⑥ 早川庄八「八世紀の任官関係文書と任官儀について」(『史学雑誌』九〇一六 一九八一年)。

(補註)

(一) 私は、平安宮における大極殿閣門の撤去、龍尾道の形成の直接の要因は、既に先学の指摘があるように、平安宮の大極殿は唐長安城大明宮の含元殿を模倣したからではないかと臆測している。伝存する両者の平面図から知られる類似点(龍尾道・左右の「楼」・大極殿から左右に伸びる軒廊)の他に、次の史料も注目される。それは、『中右記』永長元年十月十一日条(増補史料大成本)にみえる「出都芳門之間相待之程、上卿暫坐本座、言談之次命云、『大極殿者是大唐大明宮含元殿之體也、遣唐使常副(嗣カ)申也、一事不違彼宮』是依有興事所記付也」との記述である。仁明天皇が派遣した承和の遣唐使の大使藤原常嗣は、平安宮の大極殿が唐大明宮の含元殿と類似していた様子を帰国後に伝えていたことが知られる。それから約二世紀半あまり後の伝聞ではあるが、初期平安宮

- の大極殿の形態が大明宮の含元殿と似ていたことが文献史料からも知られ注目される。なお、平安宮大極殿における大極殿閣門の撤去に関しては、投稿後、橋本義則「平安宮草創期の豊楽院」(岸俊男教念編『日本政治社会史研究』中一九八四年十月)が発表された。大極殿閣門のもつ機能のうち、饗宴の際の天皇出御の場としての機能が豊楽院の造営で豊楽殿へと形態的に継承されたことを指摘され、平安宮朝堂院における大極殿閣門の撤去に至った事由を推定されている。是非参照されたい。かかる橋本氏の指摘もふまえ、平安宮大極殿閣門の撤去の問題は今後の課題とする。
- (2) 慰勞詔書に関して、投稿後、中野高行「慰勞詔書に関する基礎的考察」(『古文字学研究』二三一九八四年十二月)が発表された。

〔付記〕 本稿で引用した史料のうち注記した以外では、『開元礼』は『大唐開元礼附大唐郊祀錄』(一九七二年)、『六典』は広池千九郎訓点・内田智雄補訂『大唐六典』(一九七三年)、『唐律疏議』は『訳註日本律令』3(一九七五年)、『冊府元龜』・『新唐書』等は中華書局本を、その他の国史・律令格式等は新訂増補国史大系本を用い、引用に際しては原則として、その表記を尊重した。

(京都大学大学院生)

- 外交意思伝達手段の変遷という視角から、九世紀初頭の儀式整備以降、「対蕃使詔」が儀式的色彩を強める中で具体的な外交意志伝達機能を消失し、慰勞詔書が外交意思伝達機能を有するものとして確立された、と指摘されている。是非参照されたい。なお中野氏は慰勞詔書の発給手続については今後の課題とし、特に言及されていない。
- (3) 歴史学研究会編『講座日本歴史2 古代2』(一九八四年十一月)日本史研究会編『日本歴史の国際環境』(一九八五年一月)には本稿に西嶋定生『日本歴史の国際環境』(一九八五年一月)には本稿に因する論文が掲載されたが、投稿後であったためその成果を生かすことができなかった。

On the Formation of the Hara Cabinet
and the Total Warfare Policy

—the expeditionary force to Siberia—

by

Hidenao Takahashi

In this paper we try for a political-historical research on the formation of the total warfare policy in Japan at the end of the World War I, when the plan of “the expeditionary force to Siberia” was decided and the change of the cabinet form, from the supra-party government to the party one, went on.

So we must throw light on the variety of that plan; wartime pattern or piecetime, conciliatory lines or autonomic, and on the scramble for political power about the next Administration, through the analysis of the political dissensions on that plan among Prime Minister Terauchi, the President of the Seiyu-kai Hara, the military circles, and the Triple Alliance.

It may be given as a conclusion that the formation of the Party Cabinet under Premier Hara established the total warfare policy on peacetime-conciliatory lines.

The Hinrei 賓礼 of the Ritsuryo 律令 Institution of Japan

—the Tenno and the Dajokan 太政官 in the diplomatic ceremony—

by

Isao Tajima

The subject of this paper is Hinrei of the Ritsuryo periods. In East Asia under the influence of the Tang Dynasty, Hinrei played an important part in diplomatic relations in peace time. So, Hinrei symbolizes foreign policy and the concerns of the ruling class in foreign diplomacy.

This paper examines rites and the credentials related to diplomacy of the Tang Dynasty, and the content and development of Hinrei, which

were modeled after the practices of the Tang Dynasty.

An examination of the Hinrei, especially of their execution, clearly reveals that the Tenno conducted the main ceremony in the Tang manner until the beginning of the ninth century, but from the first half of the ninth century the Dajokan gradually relieved the Tenno in this duty.

This change is also found in the dispatch of envoys, so this matter is important for the study of the diplomatic aspect and primacy of the Ritsuryo institution of Japan.

The Corn Trade of the Low Countries in the Late Middle Ages

by

Takashi Okunishi

The corn trade from eastern Europe to western Europe is one of the economic phenomena concerned with the economical change in the late middle ages. But in the corn trade of western Europe, there are many unknown things. So I studied the corn trade of the Low Countries which was one of the most important areas for the import of corn.

I analyzed this with tariff and price documents. For price documents, I used statistic methods, for example, correlation of series of price. The area which I studied is the southern Low Countries and north France.

With these analyses, I indicated that cities of the Low Countries had strong correlations among each others, that there were some routes of corn trade in the Low Countries, that the relation between price and harvest changed in the first half of the 15th century, and that the role of Antwerp in the trade of oats was more important.